# 平成29年第5回 飯塚市議会会議録第4号

平成29年12月15日(金曜日) 午前10時00分開議

○議事日程

日程第5日 12月15日(金曜日)

第1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

### ○議長 (藤浦誠一)

これより本会議を開きます。昨日に引き続き一般質問を行います。17番 福永隆一議員に 発言を許します。17番 福永隆一議員。

○17番(福永隆一)

通告に従い、一般質問をさせていただきます。本日は市の広報活動について、質問させていただきます。現在の具体的な広報体制についてですが、市の広報活動として、市報やホームページ、SNS等、さまざまな手法によって市民の方に情報を届けていると思いますが、飯塚市のよいところを飯塚市の市民の方が知らないという現状があるのではないかと感じています。

そこで、最初の質問ですが、今までに市民への調査をさまざまな形で行っておられると思いますが本市の定住の意向を含め、本市のよいところを尋ねたことはありますか。また、調査されたことがあるのであれば、その答えの詳細についてお願いします。

○議長 (藤浦誠一)

総務部長。

#### ○総務部長(安永明人)

本市では、第2次飯塚市総合計画の策定の際に、平成27年7月に市民アンケートを実施いたしております。その中に飯塚市の住みやすさについてというお尋ねをし、2200件の回答をいただいております。その回答の内容といたしましては、住みやすいと回答された方が24.9%、どちらかといえば住みやすいと回答された方が37.4%、合計いたしますと62.3%の方が、住みやすいというふうに感じているという結果が出ているところでございます。また、本市の住みやすいと感じる点についても同じく質問項目として掲げておりまして、その回答の上位4つといたしましては、自然災害が少ないこと、これが15.3%。買い物が便利であるが15.3%。この土地への愛着があるが14.9%。自然環境がよいが14.1%といった回答をいただいているところでございます。

### ○議長 (藤浦誠一)

17番 福永隆一議員。

#### ○17番(福永隆一)

ただいまご答弁いただいた市民アンケートの回答の中に、この土地への愛着があるというものがありましたが、その点についてどの程度それが根づいているのかということが本日の質問の趣旨です。例えば、市民祭である飯塚山笠一つをとっても、中心市街地の方は多くの方が参

加されており、山笠の歴史等、非常に詳しい方もおられますが、郊外にお住まいの方の中には さほど御存じない方もおられます。もしこの状況を変えることができれば市民の方みずからが 飯塚市のPRをしていただくことも期待でき、ひいてはそのことがきっかけとなって、移住定 住にも寄与するのではないかと考えています。そこで現在の市の広報体制について、具体的に お尋ねしたいと思います。まず、市民の方に情報を届ける市の広報活動、情報発信はどのよう な形で行われているか、お答えください。

○議長 (藤浦誠一)

総務部長。

○総務部長(安永明人)

現在の本市の広報活動、情報発信につきましては、広報いいづか、公式のホームページ、SNS、自治会への文書回覧、防災行政無線での放送、チラシやポスターの作成及び市庁舎を初めとする関連施設への掲示を行いまして、情報の提供に努めているところでございます。

○議長(藤浦誠一)

17番 福永隆一議員。

○17番(福永隆一)

ただいまご答弁いただいた中で、今の現状ではやはり中心となるのは広報いいづかと公式ホームページになるだろうと思うのですが、まず広報いいづかについて、配布部数等の概要をお尋ねします。

○議長 (藤浦誠一)

総務部長。

○総務部長(安永明人)

広報いいづかにつきましては、直近の12月号の配布部数で申しますと、この配布部数は4万6924部を配布いたしたところでございます。この配布につきましては、行政協力員でございます各自治会長さん及び行政協力補助員でございます隣組長さんの皆様のご協力をいただきながら各世帯に配布いたしますとともに、本庁舎を初めとする市の関連公共施設にも備えつけ、取りに来ていただくようなこともしているところでございます。

○議長(藤浦誠一)

17番 福永隆一議員。

○17番(福永隆一)

広報いいづかの特集記事や本市からのお知らせについては、広報の担当部局が取材等をされているのでしょうか、お答えください。

○議長(藤浦誠一)

総務部長。

○総務部長(安永明人)

広報紙の後半部分にございます「まちの話題」というがございますが、これにつきましては、 広報の担当部局でございます、秘書広報課の職員が取材等を行った内容を掲載いたしておりま す。それ以外の特集記事やお知らせコーナーにつきましては、各課に照会をいたしまして提出 されてきたものを課のほうで精査しながら掲載をしている状況でございます。

○議長 (藤浦誠一)

17番 福永隆一議員。

○17番(福永隆一)

広報いいづかの内容について、どのようなものを掲載されているのでしょうか、ご紹介ください。

○議長 (藤浦誠一)

総務部長。

### ○総務部長(安永明人)

広報いいづかの内容につきましては、時節に応じたイベントや事業等の写真を表紙にいたしまして、冒頭の数ページを特集記事に、中間の数ページを関係機関等からのコラムやお知らせ、後半の数ページを本市からのお知らせということで掲載をいたしておるところでございます。 毎月おおむね、20ページ前後の紙面となっているところでございます。

### ○議長 (藤浦誠一)

17番 福永隆一議員。

### ○17番(福永隆一)

広報いいづかの内容については、どのようなものを掲載されているのかわかりましたが、問題はこの広報いいづかを市民の皆さんにどう興味を持ってもらって、見てもらうかが一番大事だと考えています。そこで広報いいづかを市民の皆さんに興味を持ってもらう、見てもらうためにどのような工夫をされているのか、お答えください。

#### ○議長 (藤浦誠一)

総務部長。

### ○総務部長(安永明人)

表紙や冒頭の特集記事につきましては、その時々で、特にお伝えしたい内容を掲載いたしております。また、後半のページではまちの話題と題しまして、市内で行われた直近のイベントや活動等のトピックを掲載するとともに、初めてのお誕生日として生後初めて誕生日を迎えられるお子さんの顔写真を掲載等しておりまして、非常に好評を得ているところでございます。

### ○議長 (藤浦誠一)

17番 福永隆一議員。

#### ○17番(福永隆一)

次に、公式ホームページについてお尋ねします。本市のホームページのトップページに掲載されている注目情報や新着情報等を見ますと、日々情報が最新になっていますが、ホームページの更新はどのように行われているんでしょうか。

#### ○議長 (藤浦誠一)

総務部長。

### ○総務部長(安永明人)

ホームページの更新につきましては、コンテンツマネジメントシステムを導入いたしまして、各課の担当者が事業やイベント等の情報を更新し、所属長が内容を確認した後、同じく広報担当部局の秘書広報課にその情報が届きますので、再度内容を確認して問題がなければホームページに掲載されるという流れで更新をいたしているところでございます。

# ○議長 (藤浦誠一)

17番 福永隆一議員。

#### ○17番(福永隆一)

市の公式ホームページは年間どの程度のアクセス数があるのでしょうか。

### ○議長 (藤浦誠一)

総務部長。

#### ○総務部長(安永明人)

本市の公式ホームページのアクセス数につきましては、昨年度は421万1477回でございました。本年度は4月1日から11月30日までの時点でございますけれども、285万6483回のアクセス数となっておりまして、昨年の同期間と比較いたしますと、約17万件アクセス数が増加をいたしております。

#### ○議長(藤浦誠一)

17番 福永隆一議員。

### ○17番(福永隆一)

ホームページのアクセス数が増加しているとのことですが、その理由はどのようなものであると考えているのでしょうか。

○議長(藤浦誠一)

総務部長。

○総務部長(安永明人)

本市の公式ホームページは先ほども答弁いたしましたとおり、コンテンツマネジメントシステムというシステムを導入いたしておりますけれども、このシステムは平成27年3月から運用開始いたしました。このシステムは各課の担当者が直接情報を更新することができることから、それまでと違い、各事業の最新の情報等を時間をかけずに発信することができるということがメリットでございます。また導入以前と比較いたしまして、各ページのカテゴリーを整理し、必要とする情報に行きつきやすいようにしたこと、また、ページのレイアウトも統一感のあるものに変更したこと、トップページに、注目情報、新着情報等のスペースを配置したこと等、さまざまな要因がございまして、結果として、アクセス数の増加につながっているのではないかというふうに考えております。

### ○議長 (藤浦誠一)

17番 福永隆一議員。

○17番(福永隆一)

こちらも広報いいづかのときと同様のお尋ねをいたしますが、ホームページについて、市民 の皆さんに興味を持ってもらう、見てもらうために何か工夫をしていることがあれば、お答え ください。

○議長 (藤浦誠一)

総務部長。

○総務部長(安永明人)

ホームページの中にもまちの話題と題したページを設けておりまして、広報いいづか同様、 市内のイベントや事業等のトピックスを随時掲載いたしております。また、本市の公式SNS でもさまざまな情報発信を行っておりますが、関連する内容が掲載されている公式ホームペー ジへのリンクも載せておりまして、アクセスしやすいように努めているところでございます。

#### ○議長(藤浦誠一)

17番 福永隆一議員。

○17番(福永隆一)

先ほど、広報の所管課は秘書広報課であるとの答弁がありましたが、広報に関する人員体制 について、現在何名体制で広報事務を担当されているのでしょうか。

○議長(藤浦誠一)

総務部長。

○総務部長(安永明人)

秘書広報課は、秘書係と情報発信係の1課2係でございまして、うちこの広報につきましては、この情報発信係が担当いたしております。情報発信係は係長1名、係員1名となっておりまして、基本的にはこの2名で取材等を行っておりますが、土日に事業やイベントが重なる場合等もございますので、そうしたときには秘書広報課長も取材等を対応いたしまして行っているところでございます。

○議長 (藤浦誠一)

17番 福永隆一議員。

○17番(福永隆一)

もう1点、6月の補正予算特別委員会において、移住定住のPR動画及び専用ホームページ

の制作に関する委託料が計上されていましたが、現在の進捗状況はどのようになっているでしょうか。

○議長 (藤浦誠一)

総務部長。

○総務部長(安永明人)

移住定住のPR動画及び専用のホームページの制作につきましては、プロポーザルによる業者選考を行いまして、市内業者でございます株式会社トーンを受託者として選定をいたしたところでございます。現在はどのような内容を掲載するのか等、本市の方向性を踏まえた中で担当者間での事務の打ち合わせから進めているところでございます。PR動画、専用ホームページともに年度内にして制作を行いまして、来年度からの動画の活用、ホームページの開設をする予定でございます。

### ○議長 (藤浦誠一)

17番 福永隆一議員。

○17番(福永隆一)

先ほど、広報いいづか、ホームページについてのご答弁をいただきました。ですが決して魅力があり、使いやすいとは思えません。発信者であるつくり手側の飯塚の魅力を市民に伝えるんだという気持ちが反映されてないように思います。例えば、お隣の嘉麻市の広報嘉麻を拝見すると、さまざまな特集記事の企画をされておりますが、最新の12月号では、嘉麻の自然という特集記事を掲載されており、非常に見やすい印象を受けました。嘉麻市は、昨年度から広報紙の制作を企画、取材、撮影から編集、自治会ごとの仕分けまで一括して事業者に委託されているようです。そこでお尋ねですが、先ほど、広報いいづかの概要や所管課の人員体制等をお伺いした内容を考慮すると、本市でも嘉麻市と同様に、広報紙の制作等について、一括委託するということを検討してはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

### ○議長 (藤浦誠一)

総務部長。

#### ○総務部長(安永明人)

議員ご指摘のとおり、嘉麻市では広報紙の制作から仕分けまで一括して委託されているということについては聞き及んでおります。しかしながら、受託した事業者と記事の内容について、見解がわかれ、その調整に時間を要したといった課題もあったということも伺っているところでございます。また、そもそもの問題といたしまして、ホームページやSNSを含め、どのような手法で市民の方に情報を届けていくのかという検討も必要であるかというふうに考えているところでございます。したがいまして、本市といたしましては、広報紙のあり方も含めまして調査研究を行いたいというふうに考えております。

# ○議長 (藤浦誠一)

17番 福永隆一議員。

### ○17番(福永隆一)

市の公式ホームページについても、他自治体の事例を調べてみました。例えば、神戸市のホームページを見ますと、トップページにその時々のイベントや事業の画像等が大きく表示されるとともに、知りたい情報を検索するための機能が表示されています。他自治体の先進事例を研究し、本市でも導入すべき点は大いに参考にしながらシステムを構築していくべきであると考えますが、市の見解はいかがでしょうか。

#### ○議長(藤浦誠一)

総務部長。

### ○総務部長(安永明人)

ホームページにつきましても、より見やすくわかりやすいものにしていくということは当然

であるというふうに思っております。ただいま紹介いただきました神戸市につきましては、私も見せていただきましたけれども、トップページはイルミネーションの大きなイベントである今回の第23回神戸ルミナリエの大きな写真が掲載され、これに関する情報がすぐ出てくるような仕組みになっておりました。また、その他の情報は暮らしの情報、観光・文化・イベント、市政情報、事業者向け情報の大きく4つの項目が検索できるように画面上部にシンプルに配置されていたということを理解しております。このような他自治体の事例等も参考にさせていただきながら、よその事例も参考にし、本市のホームページのあり方については、調査研究を行ってまいりたいというふうに思っております。

#### ○議長 (藤浦誠一)

17番 福永隆一議員。

#### ○17番(福永隆一)

ただいま広報いいづかとホームページについて調査研究を行いたいというご答弁がありましたが、いつまで調査研究を行うのでしょうか。計画性を持った調査研究が必要であると思いますが、ある程度いつまでにという期間を区切ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

### ○議長 (藤浦誠一)

総務部長。

### ○総務部長(安永明人)

先ほどご答弁いたしましたとおり、現在のホームページのシステムは、平成27年3月に導入いたしまして、その後5年間の運用保守を行っております。今年度は、運用開始して3年目を迎えるわけでございますが、次回2年後にはシステムのリプレースが待っておりますので、そこに向けまして検討をしてまいりたいというふうに思っております。

## ○議長 (藤浦誠一)

17番 福永隆一議員。

### ○17番(福永隆一)

よろしくお願いします。今後の方向性について、質問させていただきます。現在の本市の広報体制や他市の事例についていろいろと質問いたしましたが、これ以外にも以前より、同僚議員がゆるキャラについての質問をしております。また大分県が温泉をPRするために作成したシンフロという動画が全国的に注目されました。このPRも大分県在住の方、出身の方、訪れたことのある方、そういった皆さんを刺激して誰かに伝えたいと思っていただけることを願って制作したと聞いています。本市の魅力は、他の自治体にも全く見劣りしないどころか、むしろすばらしい点が数多くあると思います。ただし、市民にそれがうまく伝わっていないという現状があるのではないかと感じています。冒頭に申し上げたとおり、飯塚市のよいところを飯塚市民の方が余りよく知らない、もしくはよさを気づいていないということです。このような状況を踏まえますと、広報紙やホームページ、SNSは当然ですが、もう少し戦略的な広報、情報発信が必要ではないかと思いますが、市の見解はいかがでしょうか。

### ○議長 (藤浦誠一)

総務部長。

#### ○総務部長(安永明人)

議員ご指摘のとおり、本市の魅力は他自治体に引けを取るものではないというふうに思っております。まずは、それらの魅力を広報紙やホームページ、SNS等を十分に活用しながら、情報発信に努めてまいりたいというふうに考えております。現在、移住定住のPR動画や専用ホームページを作成いたしておりますけども、これができましたら、どのようなそれに対して反応があるのかといったことも踏まえさせていただきまして、リプレースの際には、本日議員からご指摘いただいた案件も含めまして、どのような形にするのが最もよいのかということを考えてまいりたいというふうに思っております。その間でも、また、現行システムの中で対応

できることについては、随時対応して改善を図ってまいりたいというふうに思っております。 またさらに、広報いいづかにつきましてもさまざまなご意見を踏まえた中で、変更できる部分 については、適宜対応し魅力ある情報発信に努めてまいりたいというふうに思っております。 〇議長(藤浦誠一)

17番 福永隆一議員。

### ○17番(福永隆一)

これまでのご答弁で私が感じますのは、飯塚市外、福岡県外のいわゆる外向きの情報発信に 注力されているものの、先ほども申し上げました、飯塚市内の方に向けた内向きの情報発信を もっと充実させていくべきではないかということです。例えば、熊本のくまモンですが、県民 が熊本県の認知度が九州他県と比べて低く、それを打開するために熊本県の興味や関心を持っ てもらうことから、日常あるサプライズを見つけ、それを他の人へ広めていって再発見する。 あるいは熊本の魅力をアピールするという熊本サプライズ運動をつくったわけです。観光キャ ンペーンは一部の人で取り組むのではなく、そこで暮らしている住民みんなで取り組む。地元 の人が見落としていたよさを改めて気づく取り組み、観光誘致予算をつまらない一過性のキャ ンペーンに使うより、住民が本当にいいなと思えるものがあれば必然的に発信するような、う ちの市民の方々が、例えば熊本県のことがもう一度わかると、そうすることによって行政だけ ではなく、市民と一体となって発信できるのではないかということで、熊本のほうはやってい ます。その中でくまモンというキャラクターができたんですが、これに関しても予算的に約9 千万円の予算を使ってできたわけで、実際今はくまモンを中心として293億円というお金を 熊本県は稼いでいるというのが、現状がありますので、そういうところもやはり内向けの発信 のほうが、今は内向けの発信をやって、もう一度、飯塚市の市民の方に本当に飯塚のよさをわ かってもらうということが大事じゃないかと思っております。

繰り返しますが、本市は数多くのすばらしい文化や歴史もあり、市のさまざまな政策にもよ いものがたくさんあると思っています。しかし、それらの情報を最も伝えるべきである飯塚市 民にどれだけ伝わっているのかという点には疑問を抱いています。やはりもう一歩踏み込んだ 内向きの広報活動、情報発信が必要であると思います。先ほど幾つかの事例も挙げましたが、 もっと極端な方法で進めてもよいと考えています。8月の小学生議会でも地域情報の発信につ いて、必要な情報を届けてほしいという質問もあったのではないかと記憶しています。また、 本市で実施しているSNSについても飯塚市がそのようなことをやっていることを知らない若 者も大勢いるようです。情報発信を職員の方だけで進めることも難しいと思いますので、その 場合は本市の魅力をどういうふうに伝えるかという形で、民間事業者にプロポーザル業務とし て委託する考え方もあると思います。全国的にも福岡県は非常に魅力があるという流れができ ていますが、その中でも飯塚市を選んでいただくには、まずは、本市に住む人が飯塚市のこと を知り、飯塚市のことを誇りに思っていただく、好きになっていただくことが重要であり、そ れは市外や県外の方々にも伝わっていくものだと考えます。八王子市の作成しているシティプ ロモーション基本方針では、市内の若年層、市外の若年層、市内の大学生等、ターゲットを絞 った市の魅力の発信について分析されています。このようなことも研究され、いま一度飯塚市 の魅力とは何か、そしてそれをどのように市民の方々に知ってもらうかという視点に立ってい ただき、地元の人が見落としていたよさを改めて気づくような広報を行っていただきたいと考 えます。そうすることによって、行政だけで発信するのではなく、飯塚市民と一緒になって飯 塚のよさを発信できるのではないでしょうか。広報、情報発信のさらなる充実を図っていただ きますようお願いいたします。

やはり、自分も商売をやっていて、花屋なんですけど、自分が売りたい商品を仕入れて、これには自信を持っているんですね。何事でも自分が自信を持たないとお客さんには売れないというのが商売ではあります。何でもいいものをお客さんに売ってクレームがきたら困りますの

で、行政もとりあえず適当にやって発信していたら、その場は埋まるというやり方はクレーム のもとだろうと思いますので、やはり行政の方が中心となって、市民を巻き込んで、本当に飯 塚をよくするためにこれが絶対必要なんだというふうな気持ちで、広報活動をやってもらいた いなと思います。最後に飯塚のよさを市長にお答えいただければと思います。

### ○議長 (藤浦誠一)

市長。

### ○市長(片峯 誠)

ありがとうございます。情報発信をまず市外以上に市民の皆様に飯塚のよさを再認識してもらうべきだというご指摘は、まさにそのとおりだと思いました。きょうのいろんな提言の中でも特に事業者向けの情報発信等については、まだまだ本市は後手に回っているところでございますし、市民の皆さんがあっと思ってくださるような、いわゆるとんがった特色ある情報発信という点でも、ご指摘のとおり、さらに意識していかなければならないという認識を強くしたところでございます。飯塚の魅力というところでありますが、一番は旧炭鉱時代からの流れもあるでしょう。そのことが人情味があり、そして他からこちらにお見えになるいろんな方々に対しても親切に温かくそれを迎えることができる懐の深さ、これが僕は飯塚の一番の魅力であろうと思います。パラリンピック誘致につきましても、新人音楽コンクールにつきましても、長年歴史があるものを展開していただいておりますが、それも、その懐の深さがあって、市民の皆さんがボランティアとして協力してくださっているおかげで実施できておりますし、そのような情報についてもさらに積極的に市内、市外に発信していきたいと思っております。

#### ○議長 (藤浦誠一)

17番 福永隆一議員。

### ○17番(福永隆一)

ありがとうございました。現場をよく知られている市長ですので、思い切った行動で、よそがやらないような広報活動、発信をやってもらえたらと思います。これで終わります。

### ○議長 (藤浦誠一)

暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 再開

#### ○副議長(佐藤清和)

本会議を再開いたします。28番 平山 悟議員に発言を許します。28番 平山 悟議員。 ○28番 (平山 悟)

通告に従い一般質問をさせていただきます。本年6月の一般質問で、頴田地区の公共施設の 今後についてを全般的に質問しましたが、今回は一つ一つの施設ごとに質問をしたいと思い ます。

まず、頴田体育館についてお尋ねします。頴田体育館は、公共施設のあり方実施計画では 廃止となっております。老朽化も著しい状況となっていますが、今後、どのようにする予定 でしょうか。お願いします。

### ○副議長(佐藤清和)

市民協働部長。

#### ○市民協働部長(森口幹男)

頴田体育館でございますけれども、質問者言われますように実施計画におきましては頴田一 貫校ができたときに廃止する予定でございましたが、利用者との調整がつかずに現在も使用 いたしております。予定としましては、本年度末をもって廃止する予定でございます。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

現在、頴田体育館では、頴田の老人クラブや保育所の運動会等が開催されていました。それ にいろいろなサークル活動もなされていますが、それらの利用者との調整はついたのでしょ うか。

○副議長(佐藤清和)

市民協働部長。

○市民協働部長(森口幹男)

老人クラブ等々の地域団体、地域活動の利用につきましては、調整は終わっております。その他の一般のサークルの活動につきましては、今後、他の施設の利用をご案内していく予定といたしております。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

それでは、廃止後の跡地利用についてはどのように考えていますか。

○副議長(佐藤清和)

市民協働部長。

○市民協働部長(森口幹男)

廃止後の跡地についてでございますけれども、周辺との調整もございますので今現在のところ未定でございます。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

体育館のところの地面には、個人名義の土地が含まれていると聞いていますが、何人の個人 名義がありますか。

○副議長(佐藤清和)

市民協働部長。

○市民協働部長(森口幹男)

体育館敷の個人名義でございますが、現在相続人調査を行っておりますけども、そこには個 人名の2名の方の土地が含まれております。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

その個人名の調査が終わり飯塚市の名義に変わるのは、いつごろになる予定ですか。

○副議長(佐藤清和)

市民協働部長。

○市民協働部長(森口幹男)

一部に戸籍のない名義の方もおられますので、現在調査を行っておりますけれども、明確に はいつまでというのはなかなか難しいですけれども、スピード感持って、今、調査を進めて おるところでございます。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

体育館敷の土地の問題が解決した後になるでしょうが、体育館敷は頴田中央公園内となっていますが、公園としての位置づけは変わらないのでしょうか。

○副議長(佐藤清和)

市民協働部長。

○市民協働部長(森口幹男)

今言われますとおり体育館敷は頴田中央公園の一部になっております。先ほども述べましたけども実施計画の中で、頴田体育館の廃止後の取り扱いについては隣接の旧頴田市民プール跡、頴田武道館、頴田児童館と一体的に検討することが必要といたしております。体育館、隣接します武道館も含めてですけれども、旧公民館も含めて一体的な活用について、今後検討していく必要があるというふうに考えております。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

それでは、旧頴田公民館の経緯について教えてください。

○副議長(佐藤清和)

教育部長。

○教育部長(久原美保)

旧頴田公民館についてですが、こちらの建物は昭和47年に建設されておりますけれども、 平成25年の4月に、頴田小中一貫校の複合施設として新たに頴田公民館が開設されたこと に伴いまして、公有財産調整委員会に諮り、現在は行政財産としての用途を廃止いたしてお ります。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

行政財産の用途廃止をしたということですが、現在、どのような活用をしていますか。

○副議長(佐藤清和)

教育部長。

○教育部長(久原美保)

公有財産調整委員会では、施設の解体をせず、利活用の方向性が未決定であるため、現在の 所管管理とし、物品の仮置き場等として利用することとしております。これを受けまして、 現在、公民館事業の物品倉庫として活用いたしております。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

いつまで倉庫として活用するのですか。

○副議長(佐藤清和)

教育部長。

○教育部長(久原美保)

倉庫として活用する期限は特に定めておりませんけれども、利活用の方向性が決定するまでは、活用することを考えております。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

それでは、新たな利用計画はどのように決定するのですか。

○副議長(佐藤清和)

教育部長。

○教育部長(久原美保)

旧頴田公民館跡地の利活用については、現在、明確な計画を持ち合わせておりませんが、周辺には公共施設が隣接していることも考えあわせまして、一体的な利活用について関係各課と協議し、市としての方向性を決定していく必要があると考えております。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

旧頴田公民館の跡地は全て市有地ですか。

○副議長(佐藤清和)

教育部長。

○教育部長(久原美保)

旧頴田公民館の敷地は全て市有地でございます。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

それでは、旧頴田第1保育所については、どのように活用されているのですか。

○副議長(佐藤清和)

待機児童対策担当次長。

○待機児童対策担当次長(山本雅之)

旧頴田第1保育所につきましては、平成21年4月に旧頴田第1保育所と旧頴田第2保育所を現在の頴田こども園として統合した後に行政財産の用途を廃止し、子育て支援課が所管します普通財産となっております。現在は子育て支援課、教育部文化課、生涯学習課、頴田公民館の備品倉庫として利用しております。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

いつまで倉庫として利用するのですか。

○副議長(佐藤清和)

待機児童対策担当次長。

○待機児童対策担当次長(山本雅之)

倉庫として利用する期限につきましては特に定めておりませんが、この財産の新たな利用計画が決定するまでは倉庫として利用することを考えております。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

それでは、新たな利用計画をどのように決定するのですか。

○副議長(佐藤清和)

待機児童対策担当次長。

○待機児童対策担当次長(山本雅之)

平成21年2月に策定いたしました飯塚市公共施設等のあり方に関する第一次実施計画において、旧頴田第1保育所廃止後の跡地の利活用策については、近隣の公共施設跡地等と一体的に検討を行うことが必要であるとしております。このことから、隣接する旧頴田公民館や頴田高齢者福祉センター等との一体的な活用策について関係各課と協議し、策定したいと考えております。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

ここの用地は、6月の一般質問の際には、敷地に一部民有地があるとの答弁があったと思いますが、その件は解決したのですか。

○副議長(佐藤清和)

待機児童対策担当次長。

○待機児童対策担当次長(山本雅之)

敷地内にありました民有地につきましては、関係者、関係機関との手続を経て、現在は飯塚 市が所有権を取得しております。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

続きまして、頴田高齢者福祉センターのこれまでの経緯と現状についてお尋ねいたします。

○副議長(佐藤清和)

高齢介護課長。

○高齢介護課長(石松美久)

顧田高齢者福祉センターにつきましては、飯塚市公共施設等のあり方に関する第一次実施計画におきまして、浴場については民間等に同種の施設があり、公の施設として引き続き浴場を経営する必要は薄いとともに、施設の老朽化に伴う大規模改修工事等の必要性があることから、指定管理者による指定管理期間が終了する平成22年度末で公の施設としては廃止し、平成23年度から当分の間は、高齢者の健康、生きがい、交流づくり等の機能を継続しながら、地域コミュニティ団体等に貸与するという方針が示されております。この方針に基づきまして、平成23年度より頴田まちづくり協議会と土地、建物につきまして、使用貸借契約、これは無償貸与でございますが、使用貸借契約を、運営に関しては協定を締結しまして、同まちづくり協議会に施設の運営管理を行っていただいており、現在に至っております。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

現在の頴田高齢者福祉センターの運営、利用状況についてお尋ねいたします。

○副議長(佐藤清和)

高齢介護課長。

○高齢介護課長(石松美久)

額田高齢者福祉センターの開館日は、月曜日から金曜日の9時から16時30分までとなっておりまして、そのうち月、水、金のみ浴場を開場しております。平成28年度の利用実績は、開館日数が251日、年間利用者数6175人でありまして、1日平均の利用者数は約25人となっております。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

それでは、今後の頴田高齢者福祉センターの方向性について、お尋ねいたします。

○副議長(佐藤清和)

高齢介護課長。

○高齢介護課長(石松美久)

今後につきましては、通常の維持管理で運営可能な間は、これまでどおりまちづくり協議会

にて運営を行っていただきますが、施設の存続にかかわるような大規模な修繕等が必要となった際は施設を廃止するということで、まちづくり協議会とも協議が調っておるところでございます。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

この高齢者福祉センター、施設の存続にかかわるような大規模な修繕等が必要となった場合は施設を廃止するという答弁でしたが、28年度より、ここを利用する利用者の要望でコミュニティバスのバス停も設置され、利便性も向上しております。28年度については、年間約6200人の方が利用されているということです。また、頴田地区の小学4年生から6年生を対象とした通学合宿でも利用されていると聞いております。利用者の皆さんの交流の場であり、憩いの場である本施設は、利用者はもちろん、地域の方にとっても必要不可欠な施設ではないかと考えます。小規模な修繕等を行いながら、施設の存続が可能な限り継続できるよう、市としての継続的な支援を要望し、頴田高齢者福祉センターについての質問は、これで終わります。

次に頴田武道館についてお尋ねします。頴田武道館は公共施設のあり方実施計画では廃止 となっていましたが、現在も使用されています。今後、どのようにする予定でしょうか。

○副議長(佐藤清和)

市民協働部長。

○市民協働部長(森口幹男)

額田武道館の取り扱いにつきましては、先ほどの額田体育館と同様でございまして、現在も利用がなされております。予定としましては、来年度、平成30年度末をめどに廃止する予定で現在調整を行っている現状でございます。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

廃止後の跡地利用についてはどのように考えていますか。

○副議長(佐藤清和)

市民協働部長。

○市民協働部長(森口幹男)

体育館と同様でございますが、周辺施設との関連もございますので、現在は未定でございます。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

武道館敷には、個人の名義の土地が含まれていると聞いていますが、何人の個人の名義がありますか。

○副議長(佐藤清和)

市民協働部長。

○市民協働部長(森口幹男)

武道館敷につきましては、1名の個人地が含まれております。これにつきましても先ほど同様でございますけれども、名義人の戸籍の追跡調査を行っているところでございます。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

土地の問題が解決した後になるでしょうが、武道館敷は頴田中央公園内となっていますが、 公園としての位置づけは変わらないのでしょうか。

○副議長(佐藤清和)

市民協働部長。

○市民協働部長(森口幹男)

言われますとおり、先ほどの体育館と同様でございますけれども頴田中央公園の一部となっております。取り扱いにつきましては、先ほどからと重複いたしますけども、公共施設のあり方の実施計画の中で周辺施設と一体的に検討することが必要ということにいたしております。周辺施設の土地問題が解決次第、全体的に含めた一体的な活用について検討していくことといたしておるところでございます。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

次に、現在、旧頴田児童館はどのように活用されていますか。

○副議長(佐藤清和)

待機児童対策担当次長。

○待機児童対策担当次長(山本雅之)

旧頴田児童館は平成24年12月に行政財産の用途を廃止した後は、子育て支援課の所管する普通財産となっておりまして、現在は、青少年育成事業の関係の資材等を保管する倉庫として利用しております。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

いつまで倉庫として利用するのですか。

○副議長(佐藤清和)

待機児童対策担当次長。

○待機児童対策担当次長(山本雅之)

倉庫として利用する期限につきましては特に定めておりませんが、この財産の新たな利活 用計画が決定するまでは、倉庫として利用することを考えております。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

それでは、新たな利用計画はどのように決定するのですか。

○副議長(佐藤清和)

待機児童対策担当次長。

○待機児童対策担当次長(山本雅之)

旧頴田児童館跡地の利活用方針につきましては、隣接する武道館や周辺の施設との一体的な活用策等も含めて、関係課で検討していくこととなると考えております。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

旧頴田児童館の跡地は全て市有地ですか。民有地は存在しないのですか。

○副議長(佐藤清和)

待機児童対策担当次長。

○待機児童対策担当次長(山本雅之)

旧頴田児童館の敷地は市有地でございます。民有地は存在いたしません。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

今までの答弁を聞いておりますと、頴田体育館、旧頴田市民プール、頴田武道館、旧頴田公民館、旧頴田児童館、旧頴田第1保育所と、全て隣接し、一体として考えなければならない土地となっております。それに体育館は本年度末、武道館は来年度末の廃止予定となっており、体育館敷には2名の個人地、武道館敷には1名の個人名義の土地が含まれております。それに解決する時期についてははっきりしていないという状態であります。これは大変難しい問題とは思いますけど、私としては、武道館の来年度末の廃止と同時期に土地の問題を解決していただき、一体となっている土地の公園としての位置づけを同時に外し、この跡地に公共施設の建てかえ用地、または住宅用地として活用できるよう、今後の頴田地区の活性化という視点で、そういう活用方法を検討してほしいと強く要望して、この質問は終わります。この頴田支所という1-7がありますけれど、この点については今後質問したいとして、本日はもういたしません。

次は、頴田地区の市外局番の統一について、市長より、地元と協議をして進めたいという 6月の答弁で大変親切な言葉をいただきありがとうございます。今、そのことについて、前 向きに取り組んでいただいているようですが、その後の進捗状況はどのようになっておりま すか。

○副議長(佐藤清和)

行政経営部長。

○行政経営部長(倉智 敦)

題田地域の市外局番 0 9 4 9 6 を飯塚市の市外局番であります 0 9 4 8 へと統一することにつきましては、本年 9 月 6 日、水曜日に開催されました題田地区自治会長会にて説明する機会をいただきまして、市外局番統一の事務手続やメリット、デメリット等について説明をさせていただいております。また、市としては過去にアンケート調査を行ったこともあり、改めてアンケート調査する考えはないこと、題田地区自治会長と題田地区商工会の同意書がいただけるなら、それを住民の総意として、総務省に市外局番統一の手続を開始し、総務省においてパブリックコメントを実施されるので、その中で反対意見等があれば、その時点で市として反対意見の住民の方々に対する説明、同意を求めていきたい旨の説明をさせていただきました。そこで、自治会長の皆様におかれましては、地元住民の方々のご意見等を把握していただいた上で、本年 1 2 月の自治会長会のときにでも、改めて自治会長としてのご意見を伺いたいとの説明をさせていただいております。

また、商工会に対しましては、10月18日に開催されました飯塚市商工会にて、頴田地区の市外局番統一について頴田地区商工会にて相談していきたい旨の説明をいたしまして、 頴田地区商工会事務局と日程調整をいたしておりますが、現時点では、頴田地区商工会として集まる機会が調っていない状況でございますが、私どもといたしましては、早急に説明させていただく機会をお願いしているところでございます。さらに、来年1月16日に開催予定の頴田地区まちづくり協議会幹事会でも市外局番統一のお話をさせていただくお願いをしているところでございまして、こうした地元との協議を行った上で、今後の対応について検討したいと考えております。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

他の自治体では、平成の大合併の折に、多くの自治体が市外局番の統一に取り組み、既にほ

とんどのところが統一がされていると思うのですが、そうした状況については把握されていますか。

○副議長(佐藤清和)

行政経営部長。

○行政経営部長(倉智 敦)

総務省のホームページを検索しますと、平成18年から平成25年にかけて、多くの自治体で合併を契機に市外局番の統一に取り組み、既に統一されていることを把握することができます。例えば岐阜県中津川市では住民からの要望が強く、加入権を持っている方の95%の同意が得られたことから統一に取り組み、総務省のパブリックコメント期間中に反対意見が出なかったことから統一が実現したということでございますし、愛知県豊田市では加入権を持つ住民全ての同意は不可能であることから、地域の代表として、区会長、本市で言いますと自治会長になりますが、と商工会会頭の同意をもって統一の取り組みを行ったところ、総務省のパブリックコメント期間中に問題は生じず、また市に対して特に意見もなかったことから、統一が実現したということでございます。

### ○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

本当にそのとおりなんですよね。総務省のホームページを見てもわかるように、平成18年度から25年度の間にほとんどのところが、何百カ所という市町村合併の局番変えをしております。そして、ここに局番は2桁が3桁に変わっても下4桁は変わっておりません。こういう資料がちゃんとあります。

今度、先ほどの6月の一般質問のときに、市長が本当に丁寧に、局番のことも、本当に地域の住民の皆さんと話し合いをしながら前向きに進めたい、進めていくという答弁の中で、今、行政も一生懸命真剣に取り組んでくれているとは思います。そして、やっとこの市外局番の変わるスケジュール表、これまで商工会にも持って行ってくれて、自治会長会議でも持って行ってくれていると聞いております。せっかく、今こういうふうな動きをやっておる中で、私は、中身を見ますと、デメリットの中に変更の際には、現在使用されている下4桁について変更となる場合も想定されると、不安な要素もここに書き入れてあるんですよね。しかし、これはあるかもわからないんですよね。しかし今言ったように、ほとんどのところは下4桁は変わっておりません。そして、今実際に、頴田地区は9という局番、094892になれば、恐らく100%下4桁は変わらないと思います。そこのところも、よくよく、ちょっと総務省でも聞いて、地域の皆さんの不安のないように、本当に1日も早く市外局番が変わるように、行政として一生懸命にやってほしいと思います。

この問題はそもそもが合併した当初に、飯塚市の行政に、頴田の市外局番を変更したいんですが、するためには、どのようなことになりますかという中で、そのときの飯塚市の行政の答弁の中に、頴田の市外局番を変えるなら、局番を変える鉄塔を建てないかんとか、建てるなら10億円かかるとか、そういう誤った説明をした経緯もあります。そこのところを、やはりあれからもう11年たっております。本当に前向きに、市が、私が言いましたように、本当に平準化の名のもとに、頴田地区の住民の皆さん、これから育っていく児童生徒のためにも、1日も早く局番が変わるように努力してほしいと思います。これでこの質問は終わります。

最後になりますけど、固定資産税の納付について、納付順序を誤ったときの対応について、 これは固定資産税に限ったことではありませんが、今、期別に分かれている納付書にてコン ビニエンスストアで支払いをした際に、誤って納期が後の納付書で支払いを行った場合、例 えば3期分の納付をしたつもりが4期分の納付書で納付を行ったとした場合、収納上はどの ような取り扱いになりますか。

○副議長(佐藤清和)

行政経営部長。

○行政経営部長(倉智 敦)

コンビニエンスストアにて納付を行う場合は、納付書に記載されているバーコードを読み取って納期及び納付額を認識いたしております。納期限前の納付書であれば全て支払いが可能でございますが、質問議員が例として言われました、3期分の支払いのつもりで4期分を納付された場合は、4期の納付がされたものとして取り扱うことになります。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

その場合、3期分は未納ということになっていると思われますが、納税者は、自分は3期分を納付しているという認識のもとに、3期分と4期分の間違いを納税者はいつの時点でそのことに気づくのか、またなぜこのような間違った納付は行われるのか、お答えください。

○副議長(佐藤清和)

行政経営部長。

○行政経営部長(倉智 敦)

1点目の納税者が納期の異なる納付をした場合でございますが、領収書や、お手元に残っている納付書にて、納税者ご本人様がお気づきになる場合もあると思われますが、納期限が経過し、納付がないことをお知らせする督促状が送られたときにお気づきになることが多いと考えております。

2つ目の、このような誤った納付が行われる原因といたしましては、コンビニエンスストアで納付が可能となるように仕様の変更を行ったことが主な原因でございます。具体的に申しますと、これまで納付書は期別ごとの納付書を1冊の冊子のような形にホチキス等で留めたものでありましたが、コンビニエンスストアで納付が可能となるようにするためには、単票形式の納付書とする必要があり、綴られていたときには起こりにくかった、後の納期分を納付するということが生じているものでございます。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

それでは、督促状が届くということは、督促手数料が発生していると思うが、期別を誤った 納付の場合の督促手数料の取り扱いはどのようになるのですか。

○副議長(佐藤清和)

行政経営部長。

○行政経営部長(倉智 敦)

市税の督促手数料につきましては、飯塚市税条例第21条に、督促状1通につき100円の 督促手数料を徴収しなければならないと規定されております。したがいまして、納期限を経 過して督促状を発送した時点で納付されていない場合は、督促手数料をお支払いいただくと いうことになります。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

異なる納期の納付書にて納付をしたことは、納付をしなかったこととは事情が異なるものと 思います。それで督促手数料が発生するということになると、せっかく払おうとした市民の 納税意欲に影響が出てくるんじゃないかとも思われます。このような誤った納付を防ぐため

- の方策等は検討していますか。
- ○副議長(佐藤清) 行政経営部長。
- ○行政経営部長(倉智 敦)

平成28年度よりコンビニエンスストアでの納付に対応しておりますが、質問議員の指摘された、納付書の期別を誤った納付につきましては、問い合わせや苦情をちょうだいいたしております。間違った納付を防ぐための対応としまして、お支払いの際に十分に確認をしていただくことをお願いするとともに、納期の確認が容易にできるような周知方法や、納付書の工夫につきまして、現在検討しているところでございます。早急にこの件については、納付書の表示とかを改良したいというふうには考えております。

○副議長(佐藤清和)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

そうですよね。本当に今はコンビニエンスストアで納付ができることは、サービスの向上や納付率の向上につながる取り組みであると思います。コンビニエンスストアで誤った納付をしたことで、払ったと思い込んでいるにもかかわらず、督促状が送付されるという状況が、問題があります。広報紙等による周知を行う等、誤った納付が行われることのないように、納付書の期の部分を大きくするとか、そういうふうな努力をしてもらいたいと思います。

本日はこれにて私の一般質問を終わります。

○副議長(佐藤清和)

暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午後 1時00分 再開

### ○議長 (藤浦誠一)

本会議を再開いたします。5番 光根正宣議員に発言を許します。5番 光根正宣議員。

○5番(光根正宣)

公明党の光根でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

今回は、認知症施策についてお伺いいたします。WTO、世界保健機構では、高齢化率により、高齢化社会、高齢社会、超高齢社会と3つの段階で定義がされております。全人口に占める65歳以上の高齢者の割合が7%を超えた場合、高齢化社会といいます。日本では1970年にこの7%のラインを超えました。さらに14%を超えた場合を高齢社会、これは1995年に日本は突破し、高齢化社会から高齢社会となりました。さらに、12年前の2007年には21%を突破し、超高齢社会となりました。医療の発達などで平均寿命が延びたことから、高齢化は世界各地で起きておりますが、国別に高齢化率が7%を超えてから、その倍の14%に達するまでの年数を比較した資料を見ると、年数の長いフランスでは126年、比較的年数の短いドイツでも40年かかっているのに対し、日本では1970年に高齢化率が7%を超えると、わずか24年後の1994年には14%に達しております。さらに、その13年後に国内の高齢化率は21%を超えました。

日本は世界に類を見ないすさまじい速さで高齢化が進んでおります。このような高齢化問題とともに、認知症に関しても多くの問題が見受けられます。我が国の認知症高齢者の方の数は、2012年時点で462万人と推計されており、団塊の世代が75歳以上となる2025年には約700万人となり、高齢者の約5人に1人に達することが見込まれているとのことであり

ます。

このような状況の中、本市において、今後、どのような認知症施策を行っているのかお聞き したいと思います。まず、本市の認知症高齢者等の現状はどのような状況なのか、お尋ねいた します。

○議長 (藤浦誠一)

高齢介護課長。

○高齢介護課長(石松美久)

本市の認知症高齢者等の現状といたしましては、本年10月末現在の要支援・要介護認定者8591人のうち、認知症の症状があるとされる方が6割の、約5100人という状況でございます。

質問議員の言われますとおり、厚生労働省の発表によりますと、全国の認知症高齢者等の人数は、平成24年時点で約462万人と、高齢者の約7人に1人と推計されております。認知症の何らかの疑いがあるとされる軽度認知障がいと推計される約400万人を合わせますと、高齢者の約4人に1人が認知症あるいは認知症の何らかの疑いがあるということになります。

本市におきましても同様の状況であると推計をいたしますと、本年10月末現在の65歳以上の高齢者人口は3万9133人でございますので、その4分の1となると、約1万人の方が認知症、または認知症の何らかの疑いがあるという状況でございます。

○議長 (藤浦誠一)

5番 光根正宣議員。

○5番(光根正宣)

認知症高齢者対策については、2015年、厚生労働省は「認知症施策推進総合戦略~認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて~」、いわゆる新オレンジプランを取りまとめ、公表しました。そして、本年7月に改訂版を出されておりますが、今回の改訂のポイントをお尋ねいたします。

○議長 (藤浦誠一)

高齢介護課長。

○高齢介護課長(石松美久)

今回の改定の主なポイントといたしましては、数値目標の更新や施策を効果的に実行するために改定が行われておりまして、まず、認知症サポーターの養成目標人数を2016年度末の実績880万人をもとに、2020年度末までに1200万人を養成するように目標人数が変更されております。

また、認知症の人と地域でかかわることが多いと想定される小売業、金融機関、公共交通機関の職員に認知症への理解を深めてもらうため、認知症サポーターについて周知し、受講を勧めることにより、認知症に気づき、関係機関への速やかな連絡と、連携できる体制整備を進めることとして、地域や企業の連携をより明確に求めております。

次に、認知症の早期診断、早期対応の体制整備に関しまして、かかりつけ医認知症対応力向 上研修の受講者を2万2千人引き上げ、2020年度末に7万5千人を目標といたしておりま す。また、歯科医師や薬剤師の認知症対応力向上研修の受講を追加目標としております。

次に、認知症の方の介護者への支援といたしまして、認知症の人が集まる場や認知症カフェなど、認知症の人やその家族が集う取り組みを全市町村に普及させ、こうした活動の情報を市町村や地域包括支援センター等から住民に発信することとして、より具体的な指針となっております。

○議長(藤浦誠一)

5番 光根正宣議員。

○5番(光根正宣)

では、この改正ポイントに関連して幾つか質問したいと思います。まず、認知症サポーターの養成について、本市の養成目標人数と、現在までの実績についてお尋ねいたします。

○議長 (藤浦誠一)

高齢介護課長。

○高齢介護課長(石松美久)

平成21年度より認知症サポーター養成講座を市として行っておりまして、年間1千名の養成を目標としております。第2次総合計画の目標達成手法にも掲げておりますが、2026年の目標値を1万8千人としております。実績につきましては、本年10月末時点で約9千名の認知症サポーターを養成いたしております。

○議長 (藤浦誠一)

5番 光根正宣議員。

○5番(光根正宣)

では、その約9千名の中で、小売業、金融業、公共交通機関など、認知症の人と地域でかかわることが多いと想定されます企業に勤める方は、どのくらい養成講座を受講されていたのかお尋ねいたします。

○議長 (藤浦誠一)

高齢介護課長。

○高齢介護課長(石松美久)

今のご質問でございますが、平成21年度から本年10月までの実績となりますが、企業につきましては、約1300名の方が認知症サポーター養成講座を受講されておりまして、主に金融機関、保険会社、ガス会社、大手スーパー、コンビニ、JA、エフコープなどとなっております。

○議長 (藤浦誠一)

5番 光根正宣議員。

○5番(光根正宣)

では、歯科医師や薬剤師の方々についてはどうでしょうか。

○議長 (藤浦誠一)

高齢介護課長。

○高齢介護課長(石松美久)

歯科医師につきましては、現在のところ養成講座の参加はございませんが、薬剤師につきましては、飯塚薬剤師会と調剤薬局のほうで70名ほど受講されております。

なお、飯塚歯科医師会及び飯塚薬剤師会におかれましては、現在、認知症に関して専門的に協議等を行う認知症ケア会議の委員となっていただいておりますので、認知症の方に対しての深い見識は持っていただいているものと考えております。

○議長 (藤浦誠一)

5番 光根正宣議員。

○5番(光根正宣)

先ほどの答弁の中で、本市は約1万人の方が認知症もしくは認知症の疑いがあるという状況でございますが、本市でも、介護予防事業としてさまざまな取り組みを実施されていると伺っております。そうした事業の中で、認知症予防に関して具体的な施策としてはどのような事業を行っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長 (藤浦誠一)

高齢介護課長。

○高齢介護課長(石松美久)

現在、本市で実施しております介護予防事業の中で、特に認知症予防に特化した事業といた

しましては、音楽や体操を通して脳を刺激し、認知症を予防することを目的としました脳元気 教室、また、音楽活動を通して心と体の健康づくりを目指します音楽サロン、また、地域で行 われておりますいきいきサロンでの出前講座による脳活性講座等の認知症予防事業に取り組ん でおります。

また、認知症予防につきましては、脳の活性化だけではなく、運動、食事、生活習慣など、バランスのとれた生活を送ることが大切であるため、認知症予防教室のほかに実施いたしております筋力アップ教室やリズムエクササイズ教室などのさまざまな介護予防教室に参加することによっても、認知症予防につながるものと考えております。

- ○議長 (藤浦誠一)
  - 5番 光根正宣議員。
- ○5番(光根正宣)

そのような介護予防教室を開催することにより、市民の方々それぞれがその教室に参加し、 みずから認知症に対する予防を行うことはもちろん大切なことであると思いますが、実際に認 知症の方を支える家族の方々に対する支援や、地域で支えていくためのサポート体制としては どのような事業に取り組んでおりますか。

○議長(藤浦誠一)

高齢介護課長。

○高齢介護課長(石松美久)

地域において認知症の方に対する支援やサポート体制といたしましては、認知症による徘回のおそれがある方に対する事業といたしまして、ご家族の方が徘回のおそれがある方をあらかじめ事前登録し、徘回時に地域の関係団体へメールやファクスによる情報提供を行うことで早期発見につなげるということを目的としました認知症高齢者等徘回SOSネットワーク事業や、GPS端末の購入やレンタル初期費用の一部を助成します認知症高齢者等徘回検索システム給付事業がございます。

また、認知症の初期段階において、専門職による早期診断、早期対応を行うことを目的とした認知症初期集中支援事業や、認知症の人と家族、地域住民、さまざまな専門職等の誰もが参加でき、集う場所であります認知症カフェに対して助成をしておりまして、現在、市内8カ所で開設をされております。

そのほかにも、認知症の人やその家族が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるように、 認知症の進行や状態に合わせて、いつ、どこで、どのような医療や介護を含めたさまざまなサ ービスが受けられるかをわかりやすく示した飯塚市認知症ケアパス「あんしんパスいいづか」 を作成、配布しておりまして、毎年度更新を行っております。

こうした事業の取り組みを継続、推進していくことによりまして、認知症に対する知識の普及啓発を図り、認知症の方やその家族の方を支える地域づくりに対しての支援の充実に努めているところでございます。

- ○議長 (藤浦誠一)
  - 5番 光根正宣議員。
- ○5番(光根正宣)

では、認知症カフェについてお尋ねいたしますが、認知症の人の介護者への支援におきまして、認知症カフェの設置が推進されておりますが、先ほど、市内8カ所で開設されていると伺いました。筑穂地区と庄内地区がまだ開設できていないようでございますが、今後の取り組みについてお尋ねいたします。

- ○議長(藤浦誠一)
  - 高齢介護課長。
- ○高齢介護課長(石松美久)

質問議員がお尋ねのとおり、筑穂地区と庄内地区につきましては、認知症カフェがまだ開設できておりません。市内全域にバランスよく設置されることが地域の住民の方にとっては望ましいものと考えております。この地域の事業所等に対しまして、開設に向けた協力依頼を行っているところでございます。

#### ○議長 (藤浦誠一)

5番 光根正宣議員。

○5番(光根正宣)

ぜひ市内全域にこの認知症カフェが開設できるようにお願いしたいと思います。

では次に、先ほど言われておりました認知症ケアパスの話ですけども、実際の活用について お尋ねいたします。

○議長 (藤浦誠一)

高齢介護課長。

○高齢介護課長(石松美久)

認知症ケアパスにつきましては、認知症のご家族の方などからご相談を受けることが多い立場であります民生委員さん、福祉委員さんを中心に毎年配布をいたしまして、活用していただいております。

また、本庁及び各支所、地域包括支援センター、在宅介護支援センターにおきましても、相談業務に活用するほか、市民の方に配布できるよう準備いたしております。

○議長 (藤浦誠一)

5番 光根正宣議員。

○5番(光根正宣)

認知症は高齢者だけの病気ではございません。65歳未満で認知症を発症する場合もあります。これは若年性認知症と呼ばれておりますが、この若年性認知症につきましては、アルツハイマー病が特に多く、特に40代、50代の働き盛りで起こると、この高齢者の認知症よりも早く進行し、症状も重くなる傾向があるように言われております。

また、仕事や子どもの子育て、またお金の問題など、高齢者の認知症とは違う、この現役世代ならではの悩みを抱えるために、手厚いサポートが必要になってくると思います。

では本市として、この若年性認知症の方に対して独自の取り組みはありますでしょうか。

○議長 (藤浦誠一)

高齢介護課長。

○高齢介護課長(石松美久)

本市といたしましては、若年性認知症の方に対しての独自の取り組みについてはまだできていないのが現状でございます。福岡県では既に取り組みを行っておりまして、若年性認知症の方の相談窓口として、若年性認知症サポートセンターを開設されておりまして、相談を受けた際には、そちらをご紹介をさせていただいております。

また、若年性認知症の方やその家族の方が日ごろの不安や悩みを相談したり、情報交換などを行う交流会が県内4カ所で開催されております。筑豊地区におきましても、本年11月10日に立岩公民館のほうで行われているところでございます。

○議長 (藤浦誠一)

5番 光根正宣議員。

○5番(光根正宣)

ぜひとも、この若年性認知症のほうもまだまだ周知されていないというか、知らない方も多いと思われますので、啓発のほう、よろしくお願いいたします。

次に、認知症の方に対するサポート体制の事業として、認知症初期集中支援事業を実施しているということですが、この事業の中に、認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員

というものがあると思いますが、それぞれどのようなものなのかお尋ねいたします。

○議長 (藤浦誠一)

高齢介護課長。

### ○高齢介護課長(石松美久)

認知症初期集中支援事業につきましては、現在、飯塚医師会に業務委託を行い、実施しております。認知症に関する相談や対応につきましては、通常であれば地域包括支援センターで行っておりますが、その中で特に対応に苦慮するケースについて、飯塚医師会に依頼を行い、認知症専門医、看護師、精神保健福祉士等の専門職で構成されました認知症初期集中支援チームを派遣していただき、それぞれのケースに応じた初期集中支援を行うものであります。

また、活動の流れといたしましては、まず対象者の情報収集から始まり、アセスメント、初期家庭訪問、チーム員会議の開催、最長6カ月間の初期集中支援の実施を行い、一定の目的に達した時点で終了となりますが、終了後も継続してモニタリングを行います。現時点まで、支援チームとしての活動実績がまだ少ないこともございまして、認知症の早期診断、早期相談対応を図るための事業の周知や、専門機関等との連携の強化はもちろんのこと、積極的なチームの活用によりまして、認知症の方やその家族の方に対する支援の充実強化に取り組んでまいります。

次に、認知症地域支援推進員でございますが、認知症の方ができる限り住み慣れたよい環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整を行うために、それぞれの地域包括センターに配置されております。現在、直営包括に1名、委託6包括に各1名、計7名の推進員が配置されております。また、推進員は全員専門職でございますが、職種といたしましては、保健師が1名、看護師が2名、主任ケアマネージャーが3名、社会福祉士が1名となっております。それぞれの専門分野を生かしつつ、連携することによりまして、地域の認知症に関する支援に取り組んでいるところでございます。

### ○議長 (藤浦誠一)

5番 光根正宣議員。

#### ○5番(光根正宣)

次に、認知症医療センターについてお尋ねいたします。新オレンジプランでは、2次医療圏域に少なくとも1センター以上の設置を目標とされているようであります。福岡県においても認知症医療センターとして指定を受けた病院があると思いますが、飯塚医療圏域では指定を受けている医療機関はどうなっておりますか。

#### ○議長(藤浦誠一)

高齢介護課長。

#### ○高齢介護課長(石松美久)

福岡県では、認知症に関する専門医療相談を受けるとともに、地域における保健医療、介護関係者の連携を推進し、認知症の適切、迅速な医療体制の構築を図るために、認知症医療の専門医療機関としまして、認知症医療センターを指定しております。飯塚医療圏域におきましては、市内鶴三緒にございます医療法人社団豊永会飯塚記念病院が認知症医療センターの指定を受けております。

#### ○議長 (藤浦誠一)

5番 光根正宣議員。

#### ○5番(光根正宣)

全国的にもこの認知症の方の徘回につきましては、痛ましい事故や事件等さまざまな問題となっております。警察庁が発表しました平成 28 年における行方不明者の状況によりますと、認知症が原因での行方不明者数は過去最多の 1 万 5 4 3 2 人ということがわかりました。これは計測が開始されました平成 2 4 年から 4 年連続で増加しており、対応が課題となっておりま

す。先ほどの話の中で、認知症による徘回のおそれがある方に対し、認知症高齢者等徘回SOSネットワーク事業を実施しているとのことですが、登録者数や、実際に徘回があった件数など、わかっていたら教えていただきたいと思います。

○議長 (藤浦誠一)

高齢介護課長。

○高齢介護課長(石松美久)

認知症高齢者等徘回SOSネットワーク事業の登録者数でございますが、平成27年度末時点では63名が登録されており、同じく28年度末時点では86名、今年度は10月末時点で94名の登録者数となっております。

また実際に、市に徘徊の連絡があり、協力を要請された件数でございますが、平成27年度につきましては5名、うち無事に保護された方が3名、発見時に既にお亡くなりになっていた方が2名ございます。平成28年度につきましては6名、うち無事に保護された方が5名、発見時、既にお亡くなりになっていた方が1名となっております。今年度は10月末時点で5名でございますが、うち2名は無事に保護されており、残りの3名につきましては協力を要請すされる前に、無事に保護されておるところでございます。

○議長 (藤浦誠一)

5番 光根正宣議員。

○5番(光根正宣)

高齢者、認知症患者が行方不明になったとき、家庭内のことなので迷惑をかけたくない、また、近所の迷惑になるなどの理由で家族だけで捜索し、警察への通報がおくれるケースもあります。認知症患者は周囲を気にかけたり、注意することができなくなるため、車や電車などの事故に遭いやすいと思われます。また、夏であれば脱水症状、冬であれば凍死のリスクが高まります。万が一のために、多くの方に登録していただくよう啓発、推進をよろしくお願いいたしたいと思います。

本年9月、神奈川県の大和市では、認知症の高齢者が徘回中に踏切事故に遭うなど、家族が高額の損害賠償を求められた場合に対応するため、賠償金として最大3億円が支払われる保険に加入することを決めました。このきっかけは、愛知県大府市で2007年に、当時91歳の男性が電車にはねられて死亡した家族が、JRのほうから列車におくれが生じたとして約720万円の損害賠償を求める訴えを起こされました。一、二審では家族に支払い命令が出され、認知症高齢者を抱える家族から不安の声が上がりました。結局、最高裁は昨年3月にこのJRの請求を棄却いたしましたが、家族に賠償が請求されるケースもあります。この訴訟を受けて、大和市では不測の事態に備えるため、第三者に損害を負わせた場合に保障する個人賠償責任保険を公費で契約することにいたしました。また、交通事故などでみずからが死亡、負傷した場合の保険にも合わせて加入するということです。これは全国でも初の試みと、取り組みとのことですが、本市はこのことについてどのように判断をされていますか。

○議長 (藤浦誠一)

高齢介護課長。

○高齢介護課長(石松美久)

質問議員が言われました事故につきましては、報道で拝見し、承知をいたしておりまして、 本市でもそのような認知症高齢者の方をめぐる不慮の事故が起こることに対しましては、懸念 をしているところでございます。

しかしながら、大和市の場合につきましては、高齢者の中でも徘回SOSネットワークに登録された方のみを被保険者として、保険料を公費で負担するものと聞いております。実際、市民の方の中には、認知症高齢者の方はもちろんのこと、障がいを持った方や小さなお子さんなど、痛ましい事故に遭う可能性のある方がおられますため、本市といたしましては、同様の取

り組みを行うことにつきましては、慎重に検討していく必要があるものと考えております。

○議長 (藤浦誠一)

5番 光根正宣議員。

○5番(光根正宣)

今回、このことも含めていろいろなサポートができるんじゃないかということも含めまして、 いろいろ研究していただきたいと思います。

今後、急速に高齢化が進行する中、本市でも地域包括ケアシステムの充実強化に向け、その 関連事業の推進に取り組んでおられると認識しておりますが、その中でも、認知症施策の取り 組みについては非常に重要な位置づけとされている事業の一つではないかと思います。今後、 認知症施策全般についてどのように取り組んでいくお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長(藤浦誠一)

高齢介護課長。

○高齢介護課長(石松美久)

現在、認知症に関して専門的に協議を行う認知症ケア会議を開催しておりまして、その会議の中で、医療、介護、福祉の専門職と地域の関係機関が連携しながら、認知症施策全般の推進方法等についてもさまざまな協議を行っておりますので、市民の方へのさらなる周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、本市の将来を担う若い世代の方たちに、少しでも認知症の正しい知識と関心を持っていただき、高齢者の方のよき応援者となっていただくことが、今後の超高齢化社会に向けて非常に重要であると考えておりまして、特に、小中学生を対象としました認知症サポーター養成講座を市内の各学校において実施していただけるよう、関係課と連携しながら取り組んでいるところでございます。本市が目指しております地域包括ケアシステム構築の実現に向けまして、認知症施策の取り組みは、質問議員も言われますとおり非常に重要な事業でありますので、今後も継続して推進、強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 (藤浦誠一)

5番 光根正宣議員。

○5番(光根正宣)

最後に市長のほうにお聞きしたいと思いますが、この認知症対策につきましてはもう待ったなしの状態だと思います。認知症の方やその家族の方々の中には、認知症に対する誤った知識や偏見を持つ、この周囲の方々に打ち明けられず、この認知症の治療や支援に対して、支援を受ける側が、悪くなったときに受けているという状況もあると思います。

認知症ケアの先進地に大牟田市があります。ここは大牟田モデルとも言われておりますが、ほかの地域に先駆けて、2002年3月に大牟田市の市長がみずから大牟田市長宣言をされております。これは認知症になっても、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるまちであり、思いやりがあふれ、誰もがいきいきと暮らせるまちを目標とするという宣言をされております。多彩で質の高い認知症に関する活動が長年継続されている市でございます。

今回は、内容を詳しくは申しませんが、そのポイントとして、1つは市、また介護事業者、また地域と連携して、高齢者とその家族を支える仕組みづくりを進めてきたということであります。

2つ目に、この認知症に関してしっかりと受けとめられる環境づくりが早期受診への後押しになるということでございます。この支える仕組みづくりと環境づくりをいかに積極的にやっていくのかが大事なことだと思います。

認知症は誰がなっても不思議ではございません。この高齢者がふえる状況の中、確実にこの 認知症もふえていきます。今後どのような思いでこの認知症に対して取り組んでいくのか、市 長にお聞きいたします。 ○議長(藤浦誠一) 市長。

### ○市長(片峯 誠)

認知症の理解、そして予防、支援、対応というように、段階を追って丁寧にご示唆をいただきました。ありがとうございました。私が述べるまでもなく、今質問者がおっしゃった思いと私も全く同じでございます。長寿命化の時代、まさに認知症に対するさまざまな施策を早期に打つことは、本市にとりまして、重点的に取り組むべき課題であると思っています。お年寄りが認知症になっても安心して、住みなれた地域で、そして、理解ある環境で暮らし続けることができるような地域にしたいと思っております。

実は、本市もさまざまな取り組みはこれまでもしてきておりますが、それがなかなか体系化できていないという課題がありましたので、その指摘を医師会との意見交流会の中からもいただきまして、本年6月には、認知症初期集中支援チームの医師会の代表者の方と、担当課の職員と一緒に、今ご紹介いただきました大牟田市のほうに赴きまして、直接、先ほどの理解、予防、支援、対応という、その仕組みをどのように構築されているのかについて、私自身も学習をさせていただいたところでございます。

これも先ほどご指摘がありましたが、まずは家族や地域の皆さんが、認知症は脳の障がいの一種である。だから対応を早くすれば進行もおくらせることができるし、周りの理解がそれを手助けすることもできるということをご理解いただけるような理解、啓発の冊子づくりについて、それを、できたら小中学生にも学ぶ機会として、家族に還元していく仕組みづくり、そして、先ほど担当課のほうが説明しましたような、それがひいては認知症サポーター養成講座を学校でも実施できて、心豊かな地域づくりをともに進めていく一助としたいと思っております。

今後ともしっかりこの点につきまして、医師会、そして民生委員の方、福祉委員の方、そして福祉に関する事業者の方とも、意見の交流をやりながら進めていきたいと思いますので今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長 (藤浦誠一)

5番 光根正宣議員。

○5番(光根正宣)

しっかり取り組みのほうをよろしくお願いいたします。以上で質問を終わります。

○議長(藤浦誠一)

暫時休憩いたします。

午後 1時35分 休憩

午後 1時45分 再開

### ○議長 (藤浦誠一)

本会議を再開いたします。7番 川上直喜議員に発言を許します。7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

日本共産党の川上直喜です。私は通告に従い、一般質問を行います。

第1は、白旗山メガソーラー乱開発についてです。1点目は、株式会社一条工務店の開発事業について伺います。白旗山メガソーラー開発、一条工務店の事業継承について、10月24日に協働環境委員会に報告が行われています。その内容を伺います。

○議長(藤浦誠一)

市民環境部長。

○市民環境部長(中村雅彦)

10月24日開催の協働環境委員会において、次のように報告を行いました。

自旗山において、一条工務店がメガソーラー設置を計画していました飯塚市幸袋779番地1ほか31筆の土地が、株式会社光南溶工 代表取締役 山本和則。住所地、岡山県岡山市東区九蟠1119番地15に売却され、土地の所有権移転とともに太陽光発電施設設置許可権利も譲渡されていることが、国土利用計画法第23条に基づく土地売買等届出書が飯塚市長に提出されたことにより判明いたしました。その内容によりますと、売買面積は37万1042.90平米で、一条工務店が同地において開発予定していた全てで、利用目的は太陽光発電のパネル約60万枚設置予定等となっております。光南溶工につきましては、資本金4千万円。事業内容は振動コンベアの製作、除じん機及び水門の設計、製作、据えつけ。食品加工機械の製造、太陽光等発電装置の製造、販売、施工、メンテナンス、レンタル並びに自家発電による電気小売事業等となっております。福岡県博多区と大阪府高槻市に支店がございます。

一条工務店は、飯塚市自然環境保全条例に基づき、平成27年9月14日に事業計画届出書を提出し、必要な手続を行い、現在に至っています。今回、所有権等が移転したことにより、条例第9条に規定する事業の譲渡等の届出書を譲り受けたものが、市長に提出する必要があります。現在のところ光南溶工とは話ができていませんが、条例に基づく届出書の提出について、また、事業の責任者に来庁していただきたい旨の文書を発送しております。今後、光南溶工の当地での開発計画について説明を求めるとともに、本市からは当地における経過や現状等を説明していく考えであります。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

この開発行為は、自然環境保全条例の手続中であります。今回の土地売却の経過と意図について、一条工務店は本市にどのような説明をしたか、お尋ねします。

○議長 (藤浦誠一)

市民環境部長。

○市民環境部長(中村雅彦)

一条工務店の白旗山におけるメガソーラー設置計画地の売却に関しては、新聞記事によりますと、総合的に判断して売却した。環境にやさしいソーラー事業は推進していこうという考えはあったが、ハウスメーカーとしてエンドユーザーのお気持ちを考える中で、残念ながら全ての方々の賛同を得るのは難しいと判断したと述べています。

また、先日、一条工務店の担当者に電話で、譲渡の理由について尋ねましたが、7月上旬に 社長の交代があり、社長が会社全体の事業計画を見つめる中で、時間的なものとか、費用的な こととかもあり、総合的に見てそういう判断をなさったのだと思うというふうに言われており ます。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

飯塚市が一条工務店と連絡をとったその日はいつですか。

○議長(藤浦誠一) 市民環境部長。

○市民環境部長(中村雅彦)

ただいまの電話につきましては、12月12日でございます。

○議長(藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

片峯市長は4月、現地を視察し、住民との懇談の場で、死ぬ気で頑張ってほしいと言われたが、それくらいの覚悟で頑張りますと決意を述べ、拍手で見送られ、6月には一条工務店社長に面会を求めるアクションを起こしました。8月には22日ですけれども、隣接する悠悠ホームの開発に対する意見書を提出した住民の皆さんに、住民合意のない建設には反対であるとの意向を示しました。市長に住民が期待するのは当然であります。市長の決意は今も変わらないと思いますが、改めて伺います。

### ○議長 (藤浦誠一)

市民環境部長。

#### ○市民環境部長(中村雅彦)

白旗山におけるメガソーラー設置に関して、一条工務店が光南溶工に計画地を売却しましたが、今までの経過を踏まえ、きちんと引き継いでもらいたいというふうに考えております。

市としては、新しい事業者に対しても方針は変わりません。事業を継承するための手続が完了すれば、その事業者に対し、地元説明会での状況、市議会の決議の内容等を詳細に伝え、また、一条工務店が住民説明会において、工事着工前には住民説明会を開催する等の約束も当然引き継いでもらうよう要請していきます。そして、説明会においては、地域住民に対して理解を得るため、詳細な資料を提示の上、丁寧な説明を行い、十分協議を行うよう求めていく考えでございます。

### ○議長 (藤浦誠一)

市長。

### ○市長(片峯 誠)

先ほど担当が説明いたしましたように、光南溶工にこちらに来てもらうようになっておりますので、その際にお会いさせていただきまして、一条工務店にお願いしておりましたように、地域住民の皆さんとの協議を十分行っていただき、その理解をぜひ得てほしいとの申し入れをしたいというように考えています。

### ○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

#### ○7番(川上直喜)

今の答弁が、死ぬ気で頑張ってほしいと言われたが、それくらいの覚悟で頑張りますということと同一線上にあることを期待しておきます。この期待を市長が裏切らないかどうかについて心配があるので、今から質問します。本市の庄内有安に事務所を置く株式会社TTS企画は、一条工務店の白旗山メガソーラー開発にコンサルタント会社シモンとともに、当時、市が差し押えていた土地の買収を初め、推進役として徹底的な役割を果たし、完成後はみずから維持管理を請け負うと住民の前で説明した会社であります。市役所との関係でも、太陽光発電設備のために市有地を買収し、市庁舎内に広告を出すなど、お金のやりとりが今も続いている会社であります。経済誌、ふくおか経済9月号は、この会社の野見山俊之代表取締役を、片峯市長が市役所ビル3階にある市長の第1応接室に招き、太陽光発電事業を初めとしたテーマで対談する記事を、A4で4ページにわたって掲載しています。この記事ですね。間違いないですね。この対談は、今回、一条工務店が開発予定地を売却した7月27日から所有権移転登記をした9月8日までの時期に行われ、市長の了解のもとに掲載されたと思われます。そこで市長に、対談の要請から掲載に至るまでの経過及び対談の狙いを伺います。

#### ○議長 (藤浦誠一)

総務部長。

# ○総務部長(安永明人)

まず対談の経過ということでご説明申し上げます。市長の公務につきましては、秘書広報課 において調整をいたしているところでございます。取材については、公的な機関のほか、新聞 記者や情報誌からの取材も基本的には受けております。今回、6月20日の日に、ふくおか経済の記者のほうから、飯塚の企業で地域経済の活性化に情熱を持って取り組んでおられる方がおり、今後のまちづくりにとってよい展開につながると思い、市長との対談を企画したとのことで取材、対談の申し込みがございまして、対談の趣旨等を確認し、お受けすることとしたものでございます。市長の未来に向けた飯塚市のまちづくりについてとの議題であればお受けするとの意向を、向こうの記者並びに対談相手の野見山氏が了解し、8月9日に市役所3階の応接室にて、秘書広報課同席のもと対談を行い、その内容がこの記事として掲載をされているところでございます。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

市長、この対談記事の19ページに、野見山社長へ期待を込めた片峯市長の発言が載っています。市長、その内容を紹介してください。

○議長 (藤浦誠一)

総務部長。

○総務部長(安永明人)

この対談の表題は「未来の飯塚市 これからのまちづくり」とされておりまして、今申されております19ページには、「常に地域のためを思って行動される方だということは、多方面からの声をお聞きして承知しておりますので、野見山社長を信じてどんどん協力していきたいと思っています。」と記載をされております。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

「野見山社長を信じてどんどん協力していきたいと思っています。」というのは、飯塚市長の肩書で対談した中で言っていることなんです。国会で今、森友学園問題、加計学園問題で国政の私物化が大問題になっているときに、その真っ最中に8月9日、対談を行い、こういう発言をしたわけです。この片峯市長の発言の前に野見山氏が発言しているでしょう。何て発言していますか。

○議長(藤浦誠一)

総務部長。

○総務部長(安永明人)

その前の野見山氏の発言内容につきましては、「エネルギーの地産地消のことですね。それはまさに私たちが目指していることです。私の人生をかけた実験としても、今後も進めていきたいと思います。その中で片峯市長には無理難題も申し上げるかもしれませんが。(笑)」というような表記がされております。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

そこで、野見山俊之代表との間で、片峯市長は今回の土地売却及び事業継承を話題にしたことがありますか、答弁を求めます。

○議長 (藤浦誠一)

市長。

○市長(片峯 誠)

そのような内容についての話は全くありません。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

光南溶工の土地売買等届出書を見ただけで、太陽光発電施設設置許可権利を譲渡したと判断できた根拠を伺います。

○議長 (藤浦誠一)

市民環境部長。

○市民環境部長(中村雅彦)

先ほど申し上げました国土利用計画法第23条に基づく土地売買等届出書が飯塚市長に提出され、その内容で判断いたしました。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

一条工務店が開発予定地を売却したのはなぜでしょうか。お考えを伺います。

○議長 (藤浦誠一)

市民環境部長。

○市民環境部長(中村雅彦)

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、全体の事業計画を見つめる中で、時間的なものとか、 費用的なこととかもあり、総合的に見て判断をしたということでございます。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

あなたが判断したわけじゃないでしょう。と思いますというだけです。それで、それは本当かということなんです。2015年12月18日に知事に提出した林地開発許可申請にかかわる市長意見書の中で、今回の開発行為は本市においては過去に例を見ないもの、太陽光パネル設置用地の面積規模、住宅団地等の隣接等であり、本市の都市マスタープランにおける地域のまちづくり方針との整合性は図られておりません。と明記しました。これが要因ではないんですか。

○議長 (藤浦誠一)

経済部長。

○経済部長(諸藤幸充)

ただいまのご指摘の点につきましては、我々のほうでは何とも判断がいたしかねるところで ございます。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

ことし3月24日、市議会が開発中止を求める要請決議を上げました。翌25日、一条工務店と悠悠ホームの社長にこれを議長名で送付しております。このことは要因として考えられませんか。

○議長 (藤浦誠一)

市民環境部長。

- ○市民環境部長(中村雅彦)
  - 一条工務店の担当者が述べた理由以外はわかりかねます。
- ○議長(藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

一条工務店は、開発用地を2014年5月22日に市から差し押えられていた土地及び市の指名業者で解体業の有限会社大門の代表取締役の土地、8月26日に日鉄鉱業株式会社の炭鉱跡地、2015年12月9日に工事資材等の搬出搬入ルートとしても必要な株式会社豊栄及び株式会社未来エステートの土地を手に入れ、所有権移転登記して正式に取得しました。国土利用計画法第28条による遊休地指定の条件に、当該土地の取得後2年経過したものとしているのに対して、一条工務店の開発予定地の大部分が2013年11月29日付及び2014年2月14日付で土地売買等届出書を、市を経由して県に出していますので、少なくとも、国土利用計画法第28条の2年を超え、既に3年半を過ぎた中で、今回、7月27日の売却となっているわけであります。転売による差益が十分に得られる、このことも、今回の土地売却の要因だと考えられませんか。お尋ねします。

○議長 (藤浦誠一)

都市建設部長。

○都市建設部長(鬼丸力雄)

飯塚市といたしましては、売却益についての詳細については、把握はいたしておりません。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

あなた方に提出された土地売買契約書に契約金額が載っているでしょう。それによって、差益がどれだけ出たかは、あなた方自身が明確に把握しているはずです。答弁を求めます。

○議長 (藤浦誠一)

都市建設部長。

○都市建設部長 (鬼丸力雄)

繰り返しの答弁で申しわけございませんが、利益についての把握は、私どもとしては、把握 はいたしておりません。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

把握していないはずはないでしょう。相手は出しているんだから、あなた方に。契約書その ものを。もう一遍、答弁を求めます。

○議長 (藤浦誠一)

都市建設部長。

○都市建設部長(鬼丸力雄)

申しわけありません。同じようなやり取りになって申しわけございませんが、幾らで買って 幾らで売ったか、市が把握しておりませんので、売却益についてはわかるものではございませ ん。

(発言する者あり。)

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上議員にお願いします。同様の質問、答弁が繰り返されておりますので、まとめていただくよう、よろしくお願いいたします。これはもう——。

(発言する者あり)

先ほども言いましたように、同様の質問、答弁が繰り返しになっていますので、方向を変えて、ほかの質問に変えていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

#### ○議長(藤浦誠一)

本会議を再開いたします。川上議員にお願いをします。資料の整理がまだ整っていませんので、違う項目のほうから質問をお願いします。7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

差額について計算ができ次第、答弁するということのようですので、先に進みます。 住民、市議会、さらに飯塚市との緊張関係が長期に継続することによる企業リスクの回避を 一条工務店が考慮したことも要因だとお考えですか。

○議長 (藤浦誠一)

市民環境部長。

○市民環境部長(中村雅彦) その点につきましてはわかりかねます。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

10月7日付朝日新聞によると、一条工務店は取材に答えて、「総合的に判断して売却した。残念ながら全ての方々の賛同を得るのは厳しい。」と述べたとのことであります。また、先ほどの答弁で12月12日、市の問い合わせに対して、一条工務店が新社長、岩田直樹氏と言われるそうですけれども、のもとで、見つめなおして総合的に判断したと聞いたとのことであります。これは、市長意見書、開発中止要請決議にも凝縮された地域住民の主張が全く正当であったと一条工務店が認めたということではないでしょうか。市長のお考えを伺います。

○議長 (藤浦誠一)

市民環境部長。

○市民環境部長(中村雅彦)

その点につきましても、わかりかねます。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

これは飯塚市長の評価、見解を聞いたわけですから、わからないはずはないです。

○議長(藤浦誠一)

市長。

○市長(片峯 誠)

住民の皆さんの努力と働きかけ、そして議会の決議、そしてまた、私の考えの表明等々が影響したのではないかと推察はできますが、それが正しいのかどうかという確定はいたしかねるところでございます。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

2点目は、株式会社光南溶工の事業継承についてであります。市の自然環境保全条例に沿って光南溶工に開発計画について説明を求めるポイント、また、一条工務店の開発計画をめぐる 経過や現状等について、市が説明するポイントをお尋ねします。

○議長 (藤浦誠一)

市民環境部長。

### ○市民環境部長(中村雅彦)

光南溶工に対して、光南溶工が一条工務店からどのように引き継がれているのか、どのように計画をしているのか、一条工務店の計画をそのまま引き継ぐのか、見直しを行うのか、また、 今後の予定や地元への説明方針についての具体的な計画と考えを聞くことにしております。

そして、議会での決議の内容や、一条工務店が地元に工事着工の前には説明会をするといった約束、また、これまでの経過や地元説明会での状況等を説明する考えでございます。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

コンサルタントの株式会社シモンは一条工務店の土地売却の後、今も健在であります。その 関係者は新しい仲間を加えて、光南溶工の仕事を請け負い、市役所にも相談を持ちかけている と思います。この間、光南溶工及び委任を受けた者とどういうやりとりをしたか伺います。

○議長 (藤浦誠一)

市民環境部長。

○市民環境部長(中村雅彦)

光南溶工に土地が譲渡されて以降、光南溶工の担当者と電話で話した以外は、話なり相談なりは受けていませんし、お会いしてもいません。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

光南溶工は、土地付太陽光発電設備の分譲を主に手がけている会社です。1区画2千万円というものもあります。その分譲中の土地を調査するために、私は先日、岡山県瀬戸内市まで出かけました。その分譲地は海に面した日の当たる山林のままで、現在、個人の所有となっています。土地売買の履歴を見ると、例えば何々エネルギー1合同会社から、番号だけが異なる会社が共同で持っているときもありました。それらの会社の資本金は1円と登記簿に書いてあります。投資家相手の分譲を手がける光南溶工が、今回なぜ一条工務店の開発予定地を全て買収するのかわかりません。市として把握していることをお尋ねします。

○議長(藤浦誠一)

市民環境部長。

○市民環境部長(中村雅彦)

光南溶工の白旗山での事業計画につきましては、現在の時点ではわかりません。一条工務店の事業を継承されたものと考えております。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○ 7番(川上直喜)

ところで、国が太陽光発電設備設置について、分割禁止の措置をとっています。その理由と 経過をお尋ねします。

○議長 (藤浦誠一)

市民環境部長。

○市民環境部長(中村雅彦)

平成26年3月31日の省令改正により、新たな認定基準として、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第8条第1項第13号に、「特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものではないこと」ということがつけ加えられました。ただし、経過措置として、改正後のこの規定は省令の施行の日以降に法第6条第1項の認定を申請した発電から適用し、同日前に同項の認定

を申請した発電については、なお従前の例によるとされております。

改正に至った背景は、出力50キロワット以上の太陽光発電設備は、電気事業法に基づく電気技術者の選任、工事着工前までの保安規程の届出等の安全規制がかかる等から、本来であれば出力50キロワット以上の規模である太陽光発電設備を同一の場所において、50キロワット未満の太陽光発電設備に分割して認定を申請する案件が存在したためです。

分割案件が禁止された理由としては、本来適用されるべき安全規制が実質的に回避されること。本来発電事業者側で手当てすべき接続に当たっての補機類の整備が電力会社側に結果的に転嫁され、特定原因者のための電気料金上昇を招くおそれがあること。本来であれば必要のない電柱や電力メーター等が分割接続のためだけに新たに必要になること。50キロワット以上の太陽光発電に課される土地及び設備の180日以内の確保義務等の履行逃れに悪用されるおそれがあることとされております。

### ○議長 (藤浦誠一)

川上議員にお知らせします。先ほどの資料がそろいましたので、答弁の準備ができておりま す。その質問に戻られて結構です。7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

じゃあ土地の転売に係る差額をお尋ねします。

○議長 (藤浦誠一)

都市建設部長。

○都市建設部長(鬼丸力雄)

はい、時間を要しまして申しわけございません。答弁させていただきます。土地売買等届出書によりますと、差額につきましては約5400万円となっております。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

質問を続けます。何らかの特別扱いによって分割が認められたとしても、それは、その事業が必要な安全規制を回避する危険がつきまとうということであります。光南溶工の事業承継に関する九州経済産業局との調整は12月半ばには終わるとのことでありました。調整のポイントは、投資家を対象にした分割、分譲を認めるか否かという点ではないのでしょうか。市の調べたところを伺います。

○議長 (藤浦誠一)

市民環境部長。

○市民環境部長(中村雅彦)

光南溶工の担当者との電話では、経済産業局に一条工務店から光南溶工に事業者の変更申請を行っているとのことで、その後、書類の不備等があったため、思いのほか時間がかかっているとのことでした。経済産業局に対して電話で照会しましたが、個別の案件については回答できないということでございました。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

地元自治会でつくる白旗山の豊かな緑を未来に伝える会の皆さんは、12月7日、九州経済 産業局を訪ね、第1に、光南溶工の事業継承を認めないこと。第2に、ガイドラインの趣旨に 沿って現地を視察すること。第3に、住民の声を聞くこと。この3点を申し入れました。市と しても、経済産業局に事業継承を認めないように申し入れるべきだと思いますが、市長の答弁 を求めます。

○議長 (藤浦誠一)

市民環境部長。

○市民環境部長(中村雅彦)

経済産業局において、FIT法の、FIT法施行規則に基づく認定基準に沿って判断がなされるものであり、市からその判断にかかることを要求することは困難だと考えます。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

そうではないことについて、今から質問していきます。国土利用計画法第23条による土地 売買等届出書の知事への提出期限は、契約締結から2週間以内です。今回は、所有権移転登記 でも9月8日、提出が10月6日で、国土利用計画法第23条違反であります。間違いないで すか。

○議長 (藤浦誠一)

都市建設部長。

○都市建設部長(鬼丸力雄)

期限後に提出された場合は、県が届出者に文書による通知を行っております。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

23条違反であるということを認める答弁が今ありました。そこで、国土利用計画法第24 条及び32条について、簡潔に説明を求めます。

○議長 (藤浦誠一)

都市建設部長。

○都市建設部長(鬼丸力雄)

第24条の土地利用目的に関する勧告について簡単に説明いたします。

県は届け出た事項について確認し、その土地の利用目的が、土地利用を図るために著しい支 障があると認める場合は、土地利用目的について必要な変更をすべきことを勧告することがで きる。そして、この勧告は3週間以内に行わねばならず、延長する場合は、その期間内に延長 する期間と延長する理由を通知しなければならないというものです。

また、32条の遊休土地の買い取りの協議について簡単に説明いたします。遊休土地の利用、処分計画についての勧告を受けた者がその勧告に従わない場合は、県は遊休土地の買い取りを希望する地方公共団体等のうちから買い取り協議を行うものを定め、買い取りの協議を行う旨を通知し、6週間経過するまでの間に買い取りの協議を行うことができるというものです。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

第24条に関して言えば、白旗山メガソーラー開発が本市の都市計画マスタープランに適合しないこと。周辺地域の適正かつ合理的な土地利用に著しい支障があることを、県知事は2年前の12月18日付飯塚市長意見書によって、市長とともに知る立場にあり、今回の土地売買等届出書についてきちんと審査すれば、光南溶工に対し必要な変更をするよう勧告できることになっていたということであります。市長はこの点について、知事に事情をただす申し出をしてしかるべきかと思います。お考えを伺います。

○議長(藤浦誠一)

都市建設部長。

○都市建設部長(鬼丸力雄)

本件につきましては、県の事務権限であることから、県の判断に委ねるべきであると考えて

おります。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

市町村長は県知事に対して申し入れを行うことができる。このように24条はなっているわけです。ですから、この意見を述べた立場の飯塚市長が3週間以内に県知事に対して申し入れをするということができたはずであります。今からでも、申し入れをしてしかるべきだと考えるわけです。

九州経済産業局に対して、光南溶工の国土利用計画法第23条違反の情報を伝えるとともに、 知事が24条による審査に関する事情を明らかにするまでは結論を急がないように申し入れる ことは、光南溶工の事業継承を食いとめる上で効果があると思いませんか。市長の答弁を求め ます。

○議長 (藤浦誠一)

市民環境部長。

○市民環境部長(中村雅彦)

先ほど答弁しましたように、経済産業局においてFIT法、FIT法施行規則に基づく認定 基準に沿って判断がなされるものであり、市からその判断に係ることを要求することは困難だ と考えますが、案件ごとに関係する法令に係ることが認定にどの程度影響するのかは、経済産 業局のほうに尋ねたいと思っております。

○議長(藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

必ず尋ねてください。そしてそのときに、情報提供を正確にしてもらいたいと思います。

3点目は、悠悠ホームの開発事業についてであります。この開発については現在、自然環境保全条例に基づく手続中であります。現在はこの条例の第12条の段階にあります。市民からの意見書を受け取った際、片峯市長は住民合意のない建設は反対だとの意向を示したとの報道があります。第12条第4項により、市長は市民の意見書及び業者の見解書について、関係機関に意見を求めますか。お尋ねします。

○議長 (藤浦誠一)

市民環境部長。

○市民環境部長(中村雅彦)

飯塚市自然環境保全対策審議会の開催につきましては、11月に開催する予定でございましたが、審議会委員のスケジュールの都合でやむを得ず延期をしております。現在、1月に開催するようにスケジュール調整を行っているところでございます。その審議会において、委員の意見を求める予定でございます。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

同じく第5項により、意見書、見解書、今、審議会とおっしゃいましたけど、関係機関の意 見により改善が必要か判断し、事業計画の変更が必要ということになれば、それを求める用意 がありますか。お尋ねします。

○議長 (藤浦誠一)

市民環境部長。

○市民環境部長(中村雅彦)

自然環境保全対策審議会において委員から意見を聞き、市長に報告いたします。意見書、見

解書、審議会からの意見により、事業計画が法令により改善が必要と判断される場合は、事業 の変更を求めることになります。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

この事業計画の変更の中には、事業計画をやめてもらうということも含めてもらいたいと思うんです。この開発行為は重機や資材の搬入、搬出の大型車両の進入のために、幸袋小中一貫校の通学路でもある歩道を横切り、道路敷となっている市有地占用の許可が必要となります。市長は住民同意のない建設には反対との意向を既に示しておりますので、この道路敷占用許可申請は、地元住民の意見をよく聞くなど、慎重に検討すべきであり、安易に許可を出すことはないと思いますが、お考えを伺います。

○議長 (藤浦誠一)

都市建設部長。

○都市建設部長(鬼丸力雄)

法に沿って行われる事業については、さまざまな行政手続が必要でございます。占用申請につきましてもその1つでありまして、適正な手続に沿って申請がなされた場合には、受理した後に、法に沿った事務手続を行うものと考えます。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

その中に、地元住民の意見をよく聞く、周辺住民の意見をよく聞くというのが入っているはずであります。最後に、白旗山メガソーラー開発については、既に山の急斜面いっぱいに設置されてしまったけやき台の住宅地の安全確保に万全を尽くすとともに、さらなる乱開発、先ほどから申し上げておりますけれども、この乱開発を食いとめる決意を、片峯市長に伺います。

○議長 (藤浦誠一)

市民環境部長。

○市民環境部長(中村雅彦)

今後の開発計画につきましても、法令等に基づき対応するとともに、事業計画について地元 住民の皆様に丁寧な説明をして、理解が得られるよう十分な協議を行うことを業者のほうに指 導してまいります。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

その答弁には続きがあるはずです。そして、地域住民の皆さんから合意が得られないときには、本市としては建設には反対であると、市長が意向を表明しているんだということが重要であります。この立場で、先ほど申し上げましたような、占用の許可申請等についても慎重に深く考えていくということが重要です。地域住民第一の仕事をしてもらいたいと思います。私は、光南溶工と悠悠ホームに開発予定地を市に寄附するよう求めることが鍵だと思うんです。国土利用計画法との関係でも、32条との関係でもここに鍵があると思います。今後も私は3月24日の本市議会の開発中止要請決議の立場で頑張ることを表明して、次の質問に入ります。

第2は、子どもの通学路の安全確保についてであります。1点目は、穂波東小中一貫校についてです。穂波東小学校の開校によって楽市小学校区の子どもたちが危険の大きな旧国道200号、県道瀬戸飯塚線とJR筑豊本線福北ゆたか線を越えて通学することになって8カ月であります。地域の皆さんのボランティアとともに、お母さんたちの見守りが続いています。私も一緒に歩きましたが、狭い道路を朝の通勤を急ぐ車、通行量の多い新道の交差点、狭い踏切、

大人の目が途絶える路地が続いていました。楽市小学校前のガソリンスタンド前の横断歩道に信号機を設置し、子どもたちにとって最も安全で負担の少ない通学路にしてほしいと、若いお母さんたちが話し合って署名を集め、市長、教育長、市議会などへ要望書提出を進めていることをどう受けとめますか。

○議長 (藤浦誠一)

教育部長。

○教育部長(久原美保)

ご質問の要望書に関しましては、県道瀬戸飯塚線を横断する箇所に信号機の設置を求めるといった内容で、提出に向けて取り組んでいらっしゃるとお聞きしております。

ご質問の箇所は、横断歩道はありますが信号機が設置されていないために、小学生が通学する上で、安全性が高いとは言えない箇所であるため、旧楽市小学校と旧平恒小学校において通学路として指定されておらず、ことし4月に開校いたしました穂波東小学校においても、通学路として指定されていない箇所でございます。

ご質問の要望書は、危険箇所についての問題提起と解消に向けての早期取り組みを求めるものと受けとめております。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

楽市小学校前の横断歩道は、現実に朝夕、中学生や小学生が登下校に通っています。この道路に関する安全確保を求めるPTAの要望、それに対する市の回答及び取り組み状況を伺います。

○議長 (藤浦誠一)

教育部長。

○教育部長(久原美保)

楽市小学校付近の信号機設置につきましては、過去5年間において、平成24年、25年、そして28年に飯塚市PTA連合会安全調査委員会から穂波東中学校区の要望として上がっております。教育委員会ではその都度、警察や道路管理者である県土整備事務所に対しまして要望を伝えておりますが、具体的な進展がないままに今日に至っております。

なお、警察署のほうへ相談した結果では、付近の信号機の設置の状況や、また設置に必要な 環境整備が整わない限り、現況での信号機設置は難しいのではないかという回答をいただいて おります。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

警察のほうから難しいと言われているようですけれども、楽市小学校前の横断歩道に信号機が必要という考え方では、教育委員会も学校も保護者の皆さんも、基本的に一致しているということだと思います。

信号機設置について、5年前、2012年8月29日の穂波東小中一貫校開校準備協議会の第2回会議でも真剣な意見交換があっています。締めくくりに会長は、問題は県道飯塚瀬戸線の信号機設置ですと言って締めくくっておられるわけです。

その後、9月5日に教育委員会が飯塚警察署との協議をしています。このとき、警察の担当者はローソン前、楽市小学校前とも設置は可能だとはっきり言っています。この協議の詳細及びその後、ローソン前に信号機が設置されるまでの市の取り組みの経過をお尋ねします。

○議長 (藤浦誠一)

教育部長。

### ○教育部長(久原美保)

2012年の9月5日に飯塚警察署交通総務係を、当時の学校施設整備推進室の職員2名が訪問しておりますが、その際の相談内容は、現在、信号機設置の要望活動がなされている楽市小学校付近の交差点から約70メートル北に位置します楽市小学校正面前から東へ伸びる丁字路の交差点と、それから、県道飯塚瀬戸線に面したローソン前の2カ所への信号機設置、そして、ゾーン30の設置についてのご相談でございました。これは当時の開校準備協議会での通学路の検討結果を経て、警察署に相談に行ったものです。

信号機設置に関する当時の相談結果でございますが、ローソン前、それから、今申し上げました楽市小学校正門前の信号機、そのいずれも歩行者の滞留場所が確保できるのであれば、設置可能であるということと、それから、ローソン前の信号機設置につきましては、支障物件として電柱があるために、東に伸びる細い道路を一方通行にするか、通行止めにするか決める必要があるというお話をいただいておりました。また、楽市小学校前は路側帯にガードレールを設置できれば、用地買収の必要はないというお話もいただいておりました。

### ○議長 (藤浦誠一)

都市建設部長。

### ○都市建設部長 (鬼丸力雄)

ローソン前に信号機が設置するまでの取り組みについてお答えさせていただきます。本箇所の信号設置につきましては、まず関係部署と警察による協議が行われました。設置に向けた行政機関、地元関係者との調整協議の結果、警察、飯塚県土整備事務所、飯塚市にて整備工事を行ったものでございます。完成に至るまでには、道路状況、通学の状況など、総合的な判断と相応の時間を必要といたしたものでございます。

### ○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

### ○7番 (川上直喜)

飯塚警察署は、あれは県道ですから、道路管理者から正式に要請が欲しいというのが当時の 見解です。ところが、県当局はこれになかなか動いておらなかったと。そこで、飯塚市が具体 的に市の都市建設、土木の具体的な図面の提案も含めて県土整備事務所と協議をし、それによ って、福岡県が動き始めたという事績があります。

市のイニシアチブが決定的にあることがわかるわけですけれども、その中でも、特に、教育委員会任せではなく、市長部局の土木管理課など、専門技術を持った、知識を持った人たちの頑張りが必要だと思うわけです。このところは信号機が続いているのでなかなか大変ですとか、滞留場所がないとか、非常に技術的なことでもう5年も6年もとまっているわけですよ。こういうことをいつまで続けるのかということを考えれば、特に市長部局、市長の決断が重要だと思います。

穂波東小中一貫校建設には50億円規模を投入しながら、子どもの安全確保に必要な信号機が何年たっても実現しないというのはどこかおかしい。真剣な取り組みを急ぐこと合わせて、市の責任で誘導員を配置することを提案したいと思います。

子どもたちが最も安全で、最も負担のない、そういう通学路を提供してもらうのは子どもの 権利だと思うんです。そのために市長並びに教育長が頑張ることを求めたいと思います。市長、 教育長の答弁を求めます。

### ○議長 (藤浦誠一)

教育部長。

#### ○教育部長(久原美保)

信号機の設置要望がありますガソリンスタンド前の交差点は、現在は穂波東中学校の通学路 に指定されているために、中学生は横断しておりますけれども、小学生につきましてはこちら は通学路ではないことから、この横断歩道を渡る児童はほとんどおらず、既定の通学路で通学 をしております。

また、来年4月には、穂波東小中一貫校として開校いたしますことから、中学校の通学路も、 現在の小学校の通学路に合わせるように検討していると聞いております。

通学路とは、各学校が児童生徒の通学の安全の確保と教育的環境維持のために指定している 道路です。指定するに当たっては、安全な通学経路を確保しなければなりません。ご指摘の箇 所は、安全が確保できない点で通学路としての指定を行っていないものでございます。子ども たちには決められた通学路を通るように徹底していきたいと考えております。

### ○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

#### ○7番(川上直喜)

子どもは最も安全で、最も負担の少ない通学路を提示される権利があります。なのに、そこに信号機をつければ行けるということがわかっているのに、大人の小理屈でそれが何年も実現しない。このような負担を子どもに与えていいのか。だから、先ほどから言っているように、教育長、教育委員会の仕事もあるけれども、市長部局がイニシアチブをとるべきではないかということで、市長と教育長に答弁を求めたんですよ。その続きの答弁を聞きたいわけですよ。もう一度求めます。

### ○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員にお願いいたします。発言残時間が3分を切っておりますので、よろしくお願いいたします。教育部長。

### ○教育部長(久原美保)

ただいま回答を申し上げましたとおり、答弁をさせていただきましたとおり、通学路は今おっしゃられましたとおり、最も安全な場所を確保して、それを通学路として指定してまいります。今回、学校が移転することに伴いまして、今指定されている道を通る場合と信号機の設置要望がありますところを通る場合と、ほとんど距離的には変わりません。信号機が設置されていない交差点はやはり安全性が確保できないということで、現在通学路としては指定しておりませんので、子どもたちには既定の通学路を通るように徹底してまいりたいと考えております。

#### ○議長(藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。もう一度わかりやすく質問をしてやってください。お願いします。 (発言する者あり)

質問の趣旨をよく理解して答弁してください。教育長。

#### ○教育長(西 大輔)

今、部長が申し上げましたとおり、そこの場所については通学路に指定されておりませんので、そこを行かないように、信号を渡らないようにというんですか、そういう指導は徹底してやっていきたいと思っています。

通学路そのものは、危険の少ない場所を通学路としておりますから、必ず通学路を通るという指導と、また学校におきましては、安全教育等を通じて登校するというような指導をしていきたいと考えております。また、ご質問のあった誘導員の配置についてでございますが、先ほどから答弁しておりますように、通学路としての指定を行わない予定でありますから、現在のところ誘導員配置の予定はしてありません。また、もしも誘導員の配置ということになれば、その前に、学校への依頼とか、あるいは幸いなことに穂波庁舎も近いものですから、飯塚市の職員に対していろいろな安全指導をしていただくことにしたいというふうに考えております。また、毎月20日に行われております安全の日におきましては、いろいろな方に子どもたちの安全の見守りをしていただいておりますので、その関係からもいろいろな部署にも、子どもたちの安全な登下校についてお願いしてまいりたいと考えております。

#### ○議長 (藤浦誠一)

答弁をしておりますので、次の質問をお願いします。7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

通学路が何であるかということについての認識が間違っていますよ。子どもにとって最も安全で、最も負担の少ない通学路を教育委員会がつくらないでどうするんですか。今あなた方が言ったのは、危険だからそこを通さないようにしていますっていうだけの話なんです。どうつくるのかっていうことが今、次のことを言っているわけです。

2点目は、鎮西小中一貫校についてであります。通学路の安全確保の取り組み状況をお尋ね します。

○議長 (藤浦誠一)

教育部長。

○教育部長(久原美保)

鎮西小中一貫校の通学路につきましては、現在、県道大日寺潤野飯塚線の拡幅整備、大人・田川原2号線の拡幅整備が来年3月下旬には竣工いたしまして、歩道も整備されることとなっております。防犯灯につきましても、関係課の協力をいただきまして、県道大日寺潤野飯塚線、市道大日寺・吉原線に取りつけることを予定しております。それから通学路に覆いかぶさっている樹木につきましては、県土整備事務所のほうへ相談いたしまして、伐採もしていただいております。市道大日寺・吉原線の歩道拡幅につきましては、実施設計を今年度中に終え、今後、必要な用地の取得に入っていく予定でございます。

なお、学校におきましては、事前に子どもたちの一貫校への通学経路を提出してもらい、一 貫校周辺の通学人数が多くなる箇所に先生方が立って、安全確認指導をしてはどうかと検討し ていただいております。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

花瀬交差点から大日寺交差点の歩道の改修なんだけれども、いつ安全なものになるんですか。

○議長 (藤浦誠一)

教育部長。

○教育部長(久原美保)

ご指摘の市道大日寺・吉原線でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、歩道の整備につきましては、現在、実施設計を行っている段階ですので、今後必要となる用地買収などを考えますと、整備の完了までには数年を要するものと捉えております。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

鎮西小中一貫校の開校はいつですか。

○議長 (藤浦誠一)

教育部長。

○教育部長(久原美保)

来年の4月1日でございます。

○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

信号機と同じですね、あなた方のスタンスが。公民館前の十字路は、とりわけ876人の子どもが集中する登下校、43人の教職員の車が出入りする出退勤時、公民館利用者の集中する

時間帯に特に危険が増すと思われます。どういう対策をとるのか伺います。

○議長 (藤浦誠一)

教育部長。

### ○教育部長(久原美保)

一貫校の車両出入口は一貫校の西側に3カ所ございまして、そのうちの1カ所は出口専用となっております。児童生徒の出入口は一貫校の西側にございますが、今申しました3カ所の車両の出入口とは異なり、車両の出入りはなく、児童生徒の登下校専用となっております。

今申し上げましたとおり、車両の出入口と児童生徒が登下校で使用する校門とは別でございまして、また、歩道は3.5メートルの幅員があり、ご質問の公民館付近の道路は十字路となっておりますが、主な車両動線である大人・田川原2号線からの見通しもよく、さらに一貫校開校後は先生方による登校時の安全指導も検討されておりますので、危険性は少ないものと考えております。

また、公民館行事での車両の往来と児童生徒の登下校での危険性ですが、早朝の公民館行事であっても、児童生徒の登校時とは時間がほとんど重ならず、影響は少ないものと考えております。

なお、部活動などで土日に学校に登校する生徒に対しましては、十分な注意喚起を行うよう に、再度学校側に要請していきたいと考えております。

#### ○議長 (藤浦誠一)

7番 川上直喜議員にお願いいたします。間もなく発言時間が終了いたしますので、最後の質問としてまとめていただきますようにお願いします。7番 川上直喜議員。

### ○7番 (川上直喜)

本市の小中一貫校づくりについて日本共産党はこの間、教育上の成果と教訓が全国的に明らかになっておらず、慎重であるべきことをたびたび指摘してまいりました。本市は施設一体型の学校建設について、合わせて約218億円を投じてきました。私が新種の官製談合と批判する入札行為もありました。その過程において、穂波東や鎮西のように、通学路の安全確保の仕事が終わらないまま強引に開校するなど、子どもの安全を第一と考えないやり方を厳しく指摘して、私は、これほど大規模な事業を担う資格が市長、そして教育長にあるかと問い続けました。片峯市長は教育長時代から今日まで、この事業の本市における中心人物としてかかわっており、その責任は重大です。今からでも市の責任で再度総チェックし、必要な財政出動を行い、通学路の安全確保に万全を尽くすべきであります。最後に市長の決意を伺います。

#### ○議長(藤浦誠一)

市長。

#### ○市長(片峯 誠)

安心安全へのご指摘、そしてご心配、ありがとうございます。私どもも、本当は新たに通学路となる、特に道路についてはより安全確保に努めたい。今のご指摘いただきましたお気持ちはわかります。耐震構造となっていない旧校舎で子どもたちに学校生活を過ごさせることになるリスク等、それらを総合的に考えて開校時期を決定したものでございますので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

また、一貫校の通学路につきましては、これも御承知のとおり、そのほとんどが従前も通学路として指定してきたものであります。今回、新規に通学路として指定する箇所も含めまして、再度、学校、そしてPTAとも協議をし、子どもたちの登下校の安全確保にさらに努力をするよう教育委員会とも協議して進めていきたいと思います。

#### ○議長(藤浦誠一)

本日は議事の都合により一般質問をこれにて打ち切り、12月18日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。

お諮りいたします。明12月16日から12月17日までの2日間は休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、明12月16日から12月17日までの2日間は休会と決 定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了しましたので、本日はこれにて散会いたします。 お疲れさまでした。

午後 3時15分 散会

# ◎ 出席及び欠席議員

# ( 出席議員 27名 )

1番	藤	浦	誠	_	16番	吉	田	健	_
2番	佐	藤	清	和	17番	福	永	隆	_
3番	瀬	戸		光	18番	城	丸	秀	髙
4番	兼	本	芳	雄	19番	松	延	隆	俊
5番	光	根	正	宣	20番	上	野	伸	五.
6番	奥	山	亮	_	21番	田	中	博	文
7番	JII	上	直	喜	22番	鯉	JII	信	<u> </u>
9番	明	石	哲	也	23番	古	本	俊	克
10番	秀	村	長	利	24番	森	山	元	昭
11番	永	末	雄	大	25番	勝	田		靖
12番	田	中	裕	Ξ	26番	道	祖		満
13番	守	光	博	正	27番	坂	平	末	雄
14番	江	口		徹	28番	平	山		悟
15番	梶	原	健	_					

## ◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田代文男

議会事務局次長 許 斐 博 史

議事総務係長 岩熊 一昌

書 記 山本恭平

議事調査係長 太田智広

書 記 宮嶋友之

書 記 伊藤拓也

### ◎ 説明のため出席した者

市長片峯誠

副 市 長 梶 原 善 充

教 育 長 西 大輔

企業管理者 石田慎二

総務部長安永明人

行政経営部長 倉智 敦

都市施設整備推進室長 髙 木 宏 之

市民協働部長 森口幹男

市民環境部長 中村雅彦

経済部長 諸藤幸充

都市建設部長 鬼丸力雄

教育部長 久原美保

企業局長中村武敏

公営競技事業所長 山 本 康 平

待機児童対策担当次長 山 本 雅 之

都市建設部次長 今 井 一

高齢介護課長 石 松 美 玖